

---

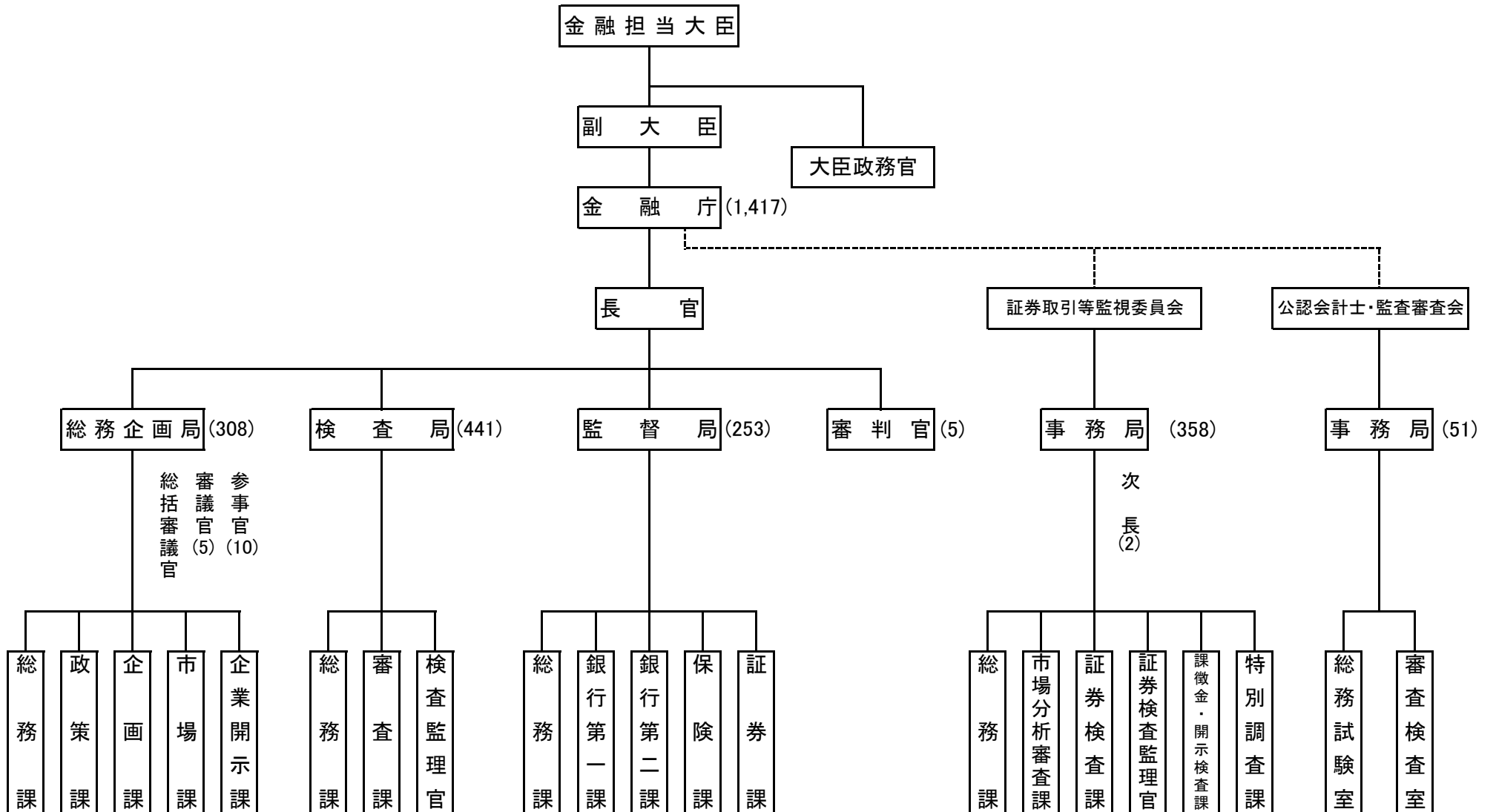
---

## 資料編

---

---

## 金融庁の組織（平成20年度）



(注1) 数字は、平成20年度末定員。

(注2) 審議官、参事官及び監視委事務局次長のうち、それぞれ1人は充て職。

## 金融担当大臣

### 内閣府設置法（抜粋）

#### （特命担当大臣）

第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣庁等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

2 特命担当大臣は、國務大臣をもって充てる。

第十一条 第四条第一項第十五号及び第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

#### （所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～十四 （略）

十五 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

十六・十七 （略）

2 （略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十九 （略）

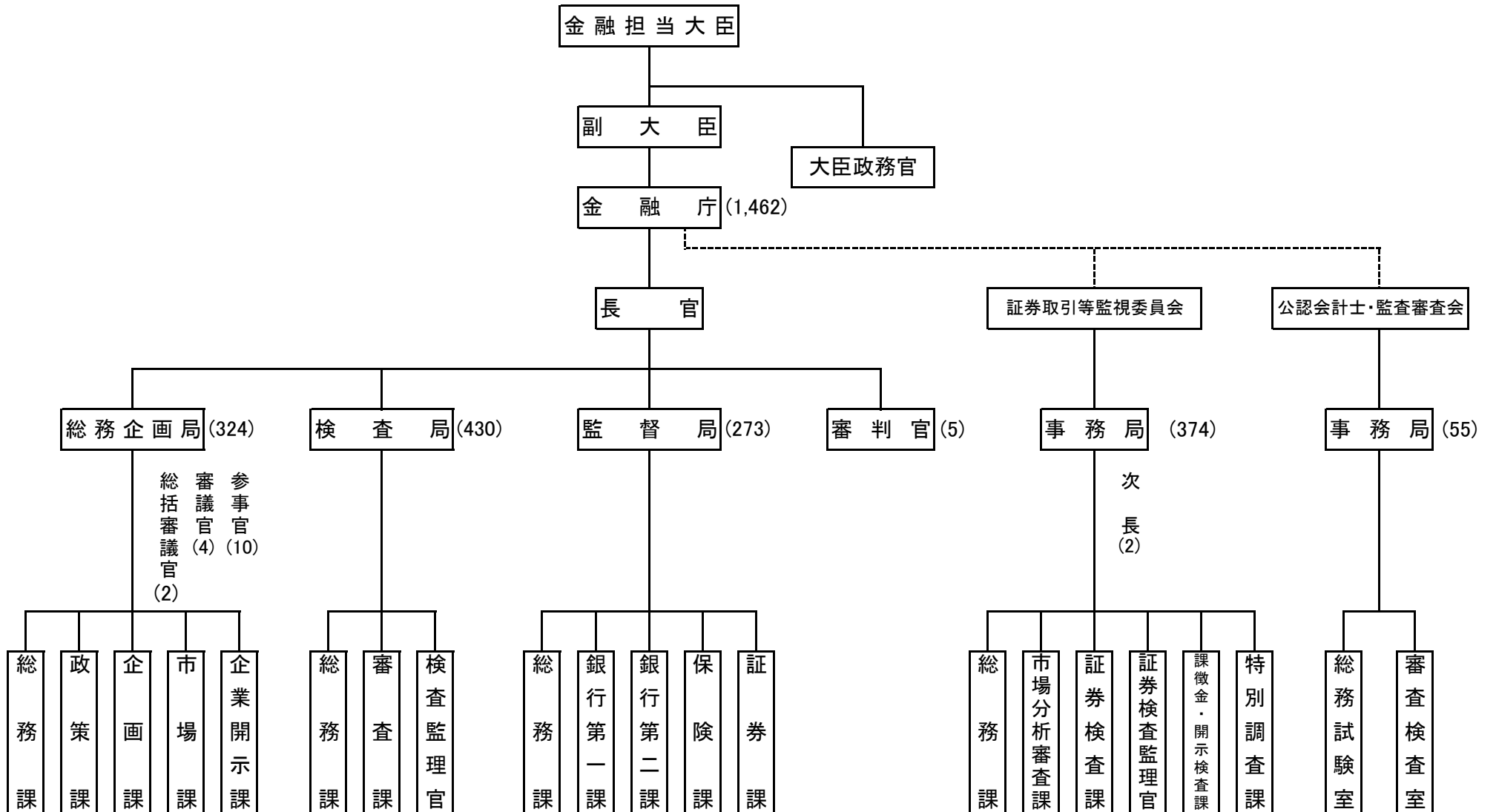
六十 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）第四条に規定する事務

六十一 （略）

## 金融庁の各局等の所掌事務(平成20年度)

部局の名称	課等の名称	所掌事務
総務企画局		金融庁の総合的な調整、金融制度に関する企画・立案
	総務課	総務、人事、服務、研修、国際関係、図書館の運営等
	管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生等
	審判手続室	課徴金に係る審判の事務、課徴金の徴収に関すること等
	政策課	総合調整、金融庁の基本的・総合的な政策の策定、税制に関する調整、国会、法令審査、政策評価、広報、情報公開、財務局との連絡調整、行政訴訟等
	金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等への対応
	企画課	金融制度の企画・立案の総括、基本的・共通的事項の企画・立案、銀行業等に関する制度の企画・立案等
	研究開発室	金融に関する基礎的な調査及び研究等
	調査室	経済金融情勢に関する調査等
	信用機構企画室	預金保険制度の企画・立案等
	保険企画室	保険制度に関する企画・立案等
	市場課	証券市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案、市場監理・分析、証券取引所等の監督等
	企業開示課	企業会計基準及び監査基準の設定、証券取引に係る開示制度及び公認会計士制度の企画・立案、有価証券報告書等の審査・処分等、電子開示システム(EDINET)の整備、公認会計士等の監督等
検査局		民間金融機関等の検査
	総務課	検査局の総括、金融検査の方針・実施計画の作成、金融検査の実施、金融検査の基準の策定等
	統合的リスク管理・市場リスク検査室	統合的リスク管理・市場リスクに係る金融検査
	審査課	検査報告書の審査、金融検査の結果の通知等
	検査監理官	重要な金融検査の実施等
監督局		民間金融機関等の監督
	総務課	監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括、郵便貯金銀行・郵便保険会社の監督等
	監督調査室	監督上の調査等
	コングロマリット室	金融コングロマリットの監督に関する総合調整・企画立案等
	協同組織金融室	信金、信組、労金、農水系統金融機関等の監督等
	信用機構対応室	預金保険法の運用、金融危機対応等
	金融会社室	ノンバンクの監督等
	銀行第一課	主要行、新たな形態の銀行、外国銀行支店、信託会社等の監督等
	銀行第二課	地銀・第二地銀の監督等
	保険課	保険会社・少額短期保険業者等の監督等
	証券課	証券会社、投資信託委託業者、投資顧問業者、金融先物取引業者等の監督等
	資産運用室	投資運用業者、投資助言、代理業者等の監督等
審判官		課徴金に係る行政審判
証券取引等監視委員会 事務局		証券会社等の検査、課徴金調査、犯則事件の調査等
	総務課	事務局の総務、総合調整等
	市場分析審査課	証券取引に係る資料・情報の収集及び分析並びに取引審査等
	証券検査課	証券会社等の検査に係る検査方針・実施計画の策定、検査結果に対する審査等
	証券検査監理官	証券検査の実施等
	課徴金・開示検査課	課徴金調査、有価証券報告書等検査等
	特別調査課	犯則事件の調査等
公認会計士・監査審査会 事務局		公認会計士試験の実施、公認会計士の監査業務に関する審査・検査等
	総務試験室	事務局の総務、総合調整、公認会計士試験の実施等
	審査検査室	「品質管理レビュー」の審査・検査等

## 金融庁の組織（平成21年度）



(注1) 数字は、平成21年度末定員。

(注2) 審議官、参事官及び監視委事務局次長のうち、それぞれ1人は充て職。

## 金融規制の質的向上 — ベター・レギュレーション —

「ベター・レギュレーション」とは、より良い規制環境を実現するための金融規制の質的な向上を指します。金融庁は、この「ベター・レギュレーション」をこれからの金融行政における大きな課題として位置付けています。

### (なぜ、いまベター・レギュレーションなのか?)

#### (1) 我が国金融・資本市場の国際競争力の強化

少子高齢化が進み人口減少時代の到来を迎える中、我が国経済が持続的発展を遂げるためには、高い付加価値を生み出す金融サービス業が経済の中核的な役割を果たす必要があります。金融規制の質は、規制の適用されるマーケットの競争力を左右する重要な要素であり、金融規制の質的向上に伴う我が国市場の競争力強化は、我が国市場を母国市場とする金融機関の活躍の場を広げ、利用者利便の向上につながります。

#### (2) 金融セクターを巡る局面の変化

「金融システムの安定」、「利用者の保護」、「公正・透明な市場の確立と維持」という金融行政の目的を巡る状況が大きな変化を遂げています。不良債権の処理が進んで金融システムへの不安が払拭される一方、利用者保護や市場の公正や透明性を巡る問題の顕在化を受けた官民を挙げての取組の結果、枠組みの整備や実態の改善が進んでいます。こうした流れを定着させ更に深化させるという現在の局面においては、各金融機関の自己責任と自助努力による様々な課題への取組みが重要であり、金融規制もまた、金融機関の自己責任を重視し、自助努力を促すように変わっていく必要があります。

### (ベター・レギュレーションへの4つの柱)

#### 第一の柱：「ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ」

詳細なルールを設定し、それを個別事例に適用していくという「ルール・ベースの監督」と、いくつかの主要な原則を示し、それに沿った金融機関の自主的な取組みを促す「プリンシ

ル・ベースの監督」とを最適な形で組み合わせることによって、全体としての金融規制の実効性を確保していくことが重要です。その組合せの在り方を関係者の方々と議論していきたいと考えています。

## 第二の柱：「優先課題への効果的対応」

(リスク・フォーカス、フォワード・ルッキングなアプローチ)

金融システムに内在するリスクをできるだけ早く認識し、そのような重要課題への対応のために行政資源を効果的に投入していくというアプローチです。そのためには、経済、市場の動向把握や、金融機関の戦略や活動についての正確な認識が重要であり、金融機関や市場参加者とのコミュニケーションを強化していく必要があります。

## 第三の柱：「金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視」

金融検査評定制度やバーゼルⅡ、地域密着型金融など、金融規制の枠組みにはインセンティブ重視、自助努力尊重という方向性が既にかなり織り込まれています。金融セクターを巡る局面の変化で金融機関の自助努力の重要性が増しており、こうした枠組みを更に中身の濃いものにしていきたいと考えています。

## 第四の柱：「行政対応の透明性・予測可能性の向上」

金融庁では、検査監督上の着眼点などを定めた検査マニュアルや監督指針、各事務年度の検査方針、監督方針を公表しているほか、行政処分の基準の公表、ノーアクションレター制度の改善、ルールの解釈等についてのQ&Aの掲載など、透明性・予測可能性の向上に向けた様々な取組みをしてきています。関係者の意見も聞きながら、更に改善すべき点がないかどうかを検討していきます。

### (ベター・レギュレーションに向けての5つの当面の具体策)

#### ① 金融機関等との対話の充実

金融機関等との対話の充実は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を素早く把握する上で重要です。

金融システムが抱える問題について官民が協同して解決策を探っていく上でも対話は必要不可欠です。

## ② 情報発信の強化

金融関連法令等の英訳の推進や内外のシンポジウム等への積極的な参加を通じて、金融行政に関する基礎的資料や時々金融行政の考え方に国民や世界の関係者が容易にアクセスできる環境の整備を進めていきたいと考えています。

## ③ 海外当局との連携強化

金融のグローバル化に対応し、規制・監督の国際的な整合性の確保や、グローバルなマーケットの動向の把握が重要となっており、各国の規制当局や国際機関と連携し適切に対応していきたいと考えています。

## ④ 調査機能の強化による市場動向の的確な把握

マクロ経済や金融・資本市場の動向が金融機関の経営や金融システム全体の安定に与える影響について分析、把握するとともに、必要な監督上の対応を時を失せず講じられる体制を整備することが求められます。庁内の調査機能を強化するほか、市場関係者、日本銀行、外国監督当局等との対話・連携の促進を図っていきたいと考えています。

## ⑤ 職員の資質向上

金融は非常に高い専門性が求められる分野であり、ベター・レギュレーションに向けての取組みを実現させていくためには、金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に遅れをとることのないよう、その資質の向上を図ることが前提となります。研修の充実、人事制度上の工夫、官民の人材交流など、様々な方策を検討していきたいと考えています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「大臣談話・講演等」から、「佐藤金融庁長官講演『金融規制の質的向上について(ベター・レギュレーションへの取組み)』」にアクセスしてください。



平成 20 年 12 月 26 日  
金 融 庁

ベター・レギュレーションの進捗状況について  
— 平成 20 年 5 月～平成 20 年 12 月 —  
＜概 要＞

はじめに

- ・ 金融庁では、昨年夏以来、金融規制のさらなる質的向上を目指した取組み(ベター・レギュレーションへの取組み)を進めてきた。
- ・ 本年5月、第1回の進捗状況を公表。今回は第2回の公表。

I. ベター・レギュレーションの4つの柱について

1. ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ

- (1) 平成 20 年4月に金融機関や市場関係者と取りまとめたプリンシプルについて職員一人一人への浸透を図るとともに、プリンシプルの趣旨を関係者と共有するための取組みを実施。
- ・ 監督方針にプリンシプルを日々の行政対応に活用する旨を明記。
  - ・ 利用者利便の向上や適切なリスク管理といったプリンシプルを踏まえ、「各種貸出・金融商品の実態に応じたリスク管理態勢の構築」や「円滑な中小企業・地域金融の円滑化」などを重点項目に掲げるとともに、優れた取組みを積極的に評価するなど、金融機関の自主的な経営改善につながることを重視した検査を実施。
- (2) 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 20 年6月成立)において、ファイアーウォール規制を見直すとともに、金融機関に対して利益相反管理体制の整備義務を導入。金融機関の自主的な体制整備が促進されるよう、原則的な規定を定め、その実施状況についての適切なモニタリングを通じて規制の実効性の確保に努めるプリンシプル・ベースの枠組みを構築。

2. 優先課題の早期認識と効果的対応

- (1) グローバルな金融市場の混乱、証券化商品の価格下落や市場流動性の低下、株式市場等の大幅な変動などが我が国の金融システムに与える影響をできるだけ早く認識するよう、市場動向に加え、金融機関の財務の健全性やリスク管理の実態などを注意

深くフォロー。

- ・ 金融システムに与える影響の正確な理解や不透明感の除去のため、先進的開示事例を踏まえて、金融機関の証券化商品等の保有額等を公表（平成 20 年 6 月、9 月、11 月）。
- ・ 市場流動性が低下する状況等も勘案した適切なストレステストの実施や、証券化商品等の投資において裏付となる資産内容、価格変動状況の把握など、金融機関のリスク管理の留意点の検証に努め、監督指針に反映（平成 20 年 8 月）。

また、世界的な価格体系の変化や実体経済の悪化など、地域経済・中小企業等を取り巻く厳しい環境を踏まえ、早めの実態調査や、金融システムの安定性強化と中小企業等への金融の円滑化を図るための施策を速やかに実施。

これらを通じて、金融機関による適切な金融仲介機能が維持されるよう努力。

- ・ 全国各地に幹部を派遣し、中小企業金融のきめ細かい実態把握を実施（平成 20 年 8 月）。
- ・ 金融仲介機能の維持に向けた施策の実施（貸出条件緩和債権の取扱い変更、自己資本比率規制の一部弾力化、金融機能強化法の改正）。

(2) 内外の経済・金融情勢が大きく変化する中、金融機関の経営に深刻な影響を及ぼし得る重要なリスクに焦点をあてたメリハリのある検査を実施。

- ・ 証券化スキームなどを利用した複雑な形態の貸出等の増加や、中小企業の実態を踏まえた適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が求められている状況を踏まえて、「各種貸出・金融商品の実態に応じた適切なリスク管理態勢の構築」や「円滑な中小企業・地域金融に向けた対応」などを検査基本方針において重点事項化。（再掲）
- ・ 重要でないリスクに係る金融機関の事務負担を軽減するため、小規模で業務が限定されている金融機関への簡易検査を導入。

### 3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視

(1) 金融商品取引法等の一部を改正する法律において、ファイアーウォール規制を見直すとともに、金融機関に対して利益相反管理体制の整備を求め、個々の状況に応じた自主的な規律付けを求める枠組みを導入。（再掲）

(2) 金融商品取引法等の一部を改正する法律において、課徴金の加算・減算制度を導入。自主的なコンプライアンス体制の構築の促進・再発防止に向けたインセンティブ付与の観点から、一定の違反行為の早期申告者には課徴金を減額。また、違反行為の抑止の観点から、違反行為を繰り返す者には課徴金を加算。

(注) 課徴金の加算・減算制度は、監督対象先に対する規制ではなく、個人投資家を含む市場参加者全般を対象としている。

(3) 経営改善に向けたインセンティブを高めることを目的とする検査評価制度に係る取り組みを充実。

- ・ 金融機関の優れた取り組み・創意工夫は検査で積極的に評価し、検査評価に明確に反映。
- ・ 新たに「A評価」事例を事例集により周知。
- ・ 金融検査評価結果の分布状況の公表において、「A評価」と「B評価」を追加。

(4) 経済情勢の変化を踏まえた地域金融機関の対応等の好事例を紹介し、地域密着型金融の一層の推進に向けた金融機関のインセンティブに配慮。

#### 4. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

(1) 検査マニュアルを改定し、「重要なリスクに焦点をあてた検証」、「問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の検証」、「検査結果に対する真の理解(納得感)」など、検査官が金融検査を行う際に配慮すべき事項を明記(平成20年8月)。

(2) 厳しさを増す景気情勢や金融商品の内在リスクを適切に管理する必要性の高まりなど、金融機関を取り巻く環境を踏まえて、平成20事務年度の行政対応における重点項目を明確化。

- ・ 検査基本方針では、「各種貸出・金融商品の実態に応じた適切なリスク管理態勢の構築」や「円滑な中小企業・地域金融に向けた対応」などを重点項目化。(再掲)
- ・ 監督方針では、厳しい経済状況の下、金融機関がリスクテイクとリスク管理をきめ細かく行い、円滑な資金供給と自らの財務の健全性の維持とが、好循環をもって実現していくことが重要であることを踏まえ、「金融機能の発揮と利用者の安心・利便」や「リスク管理と金融システムの安定」などを重点項目化。

## II. 当面の5つの取組みについて

### 1. 金融機関等との対話の充実

国内外の金融市場の混乱や地域経済・中小企業を取り巻く厳しい状況等を踏まえて、新たに全国各地の中小企業者、中小企業団体との直接の対話を開始。

(1) 中小企業金融の実態を把握するため、金融庁幹部職員を全国各地に派遣し、51の中小企業・団体からヒアリング調査を実施(平成20年8月)。各都道府県の商工会議所

等を対象に中小企業の業況、資金繰りの状況等に関するアンケート調査を実施(8月～9月上旬、11月)。中小企業庁と合同で全国150か所において、幅広くヒアリングを実施(10月以降)。

- (2) 主要行等の決算ヒアリングや検査モニターを拡充。市場関係者や金融機関代表者との意見交換会も積極的に実施。

## 2. 情報発信の強化

- (1) 現下の世界的な金融情勢や我が国の取組み等について、講演・スピーチや報道機関のインタビューを積極的に活用し、金融庁の考え方や施策を紹介。
- (2) ウェブサイトにおける英文での報道発表を前年同期比でほぼ倍増させ、日本語との同時公表についても増加。
- (3) 中小企業金融の円滑化のために、検査基本方針や検査マニュアルの周知など全国各地で様々な説明会を開催。

## 3. 海外当局との連携強化

- (1) G7や首脳会合(サミット)など首脳・閣僚レベルの国際会議において、90年代のバブル崩壊以降、金融安定化の問題に取り組んできた我が国の経験と教訓を活かした発信を実施(平成20年6月:世界経済フォーラム東アジア会合、10月:G7、11月:「金融・世界経済に関する首脳会合」)。
- (2) 首脳・閣僚レベル以外でも、世界的な市場の混乱を受けて様々な国際会議や国際機関において、金融安定化等の観点から、活発な議論や検討が進められており、各国当局と連携しつつ、こうした国際的な議論に積極的に参加。また、金融機関の国際的な活動や金融取引のグローバル化に応じて、海外監督当局との連携を強化。
  - ・ 平成20年4月のFSF(金融安定化フォーラム)報告書において示された提言のうち、当局が対応すべきとされた課題について、迅速かつ着実に実施。
  - ・ 主要国の監督当局で構成され、主要な巨大複合金融機関について設置されているSenior Supervisors Group(SSG)に5月に加わり、各国海外当局との意見交換・情報交換を実施。
  - ・ 我が国の大手金融機関について、海外の主要な関係当局をメンバーとする監督カレッジを設置。

## 4. 調査機能の強化による市場動向の的確な把握

- (1) 平成20年7月にリスク分析参事官室を設置し、金融機関を取り巻く指標の収集・分析

及び金融機関の実務者層・市場関係者との意見交換等を通じて、マーケット動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把握するなど、リスク分析の高度化を推進。検査部局においても、各金融機関の規模・特性を踏まえた重要なリスクの把握に努め、分析した情報を実際の検査での検証において活用。

- (2) 日本銀行と連携しつつ、短期金融市場、社債・CP市場等の情勢の把握に注力。把握した情報等は庁内で共有。
- (3) 金融機関の融資に関する大臣直通の情報受付窓口(金融円滑化「大臣目安箱」)を開設し、届けられた情報を検査・監督に反映。中小企業庁とも、中小企業金融に関する情報を共有。

## 5. 職員の資質向上

- (1) 平成20年7月の異動期において、キャリアパスに関するアンケート結果に配慮した任用や専門性が求められる部署に若手職員を配属させ育成を目指すなど、専門性に資する任用体制の確立に向けた取組みを実施。
- (2) 専門性の習得や国際性の涵養を図るべく、庁内の研修を改善するとともに、海外政府機関・内外大学院・在外公館への派遣を拡大。
- (3) 検査部局においてシステムの専門家及び市場リスクの専門家の採用を拡大するなど、民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を積極的に採用。

## Ⅲ. 前回報告書で指摘した「今後の課題」への取組状況

### 1. 職員へのさらなる徹底

- (1) 検査マニュアルに検査運営の質的向上にあたって特に重要な5項目を明記し、検査官に徹底。監督部局においても、プリンシプルの周知・徹底を目的に職員研修を実施。
- (2) 引き続き、職員へのさらなる徹底を図っていく。

### 2. 実務者レベルでの対話の充実

- (1) 決算ヒアリングの回数の拡充や、新設したリスク分析参事官室における金融機関実務者等との金融機関の状況等についての幅広い情報交換など、対話を充実。
- (2) さらに、金融機関が有する法令解釈の疑問点などを聴取する態勢を充実させ、金融機関との対話の中で、プリンシプルについての議論を深めるとともに、行政対応の予測可能性を向上させることが今後の課題。

### 3. 情報発信の機会の拡充

- (1) 大臣、長官をはじめ、幹部職員による各種講演を実施(英語での講演・スピーチも積極的に実施)。トップページの見直し等、ウェブサイトの充実に向けた取組みも実施。
- (2) 引き続き、情報発信の機会を拡充させていく。

ベター・レギュレーションの進捗状況について  
(第3回)

— 平成20年5月～平成21年6月 —

平成21年7月13日

金融庁

## — 目次 —

はじめに	・・・1
I. 金融規制環境の変化とベター・レギュレーション	・・・2
1. 金融規制環境の変化とベター・レギュレーション	・・・2
(1) ベター・レギュレーションの今日的意義	・・・2
(2) ベター・レギュレーションの「4つの柱」の意義と今後の方向性	・・・2
2. 危機対応の検証	・・・4
(1) 優先課題の早期認識と効果的対応	・・・5
① 金融システムの安定・利用者保護等	
② 株式市場の価格発見機能の維持	
③ 金融仲介機能の維持・促進	
(2) 自助努力尊重とインセンティブの重視	・・・6
(3) 適切な情報発信・開示による透明性の向上	・・・7
① 市場における不透明感の除去・情報提供の確保・透明性向上	
② 金融円滑化に向けた情報発信	
(4) 海外当局との連携強化	・・・8
① 短期的な対応措置	
② 中長期的な規制枠組みの整備	
II. 検査・監督におけるベター・レギュレーションに向けた取組み	・・・9
1. 職員のベター・レギュレーションに向けた意識改革	・・・9
2. これまでの取組み	・・・10
3. これまでの取組みの総点検と今後の課題	・・・12
4. ベター・レギュレーションの第2ステージに向けた今後の取組み	・・・13
(参考1) ベター・レギュレーションの進捗状況に係るアンケートについて	
(参考2) 平成20年5月以降のベター・レギュレーションの進捗状況	



## はじめに

金融庁では、平成19年夏以来、金融規制のさらなる質的向上を目指し、ベター・レギュレーションへの取組みを進めてきた。

その後、米国のサブプライムローン問題に端を発するグローバルな金融市場の動揺が生じ、特に平成20年9月に米国大手投資銀行のリーマン・ブラザーズが破綻したことを契機として、世界的な金融危機へと発展した。金融規制環境が大きく変化する中で、金融庁では、的確な現状把握・分析に努め、短期間のうちに様々な対応を講じてきたが、こうした危機対応も、ベター・レギュレーションの考え方を踏まえながら行われた。

また、この一年間、検査・監督において、ベター・レギュレーションの一層の定着を図り、将来にわたり推進するための独自の取組みを継続的に進めてきたところである。

本報告書では、金融規制環境が変化する中におけるベター・レギュレーションの意義を危機対応策の検証も踏まえて再確認するとともに、検査・監督におけるベター・レギュレーション推進に向けた取組みについて、平成20年5月から平成21年6月までの進捗状況を中心に取りまとめる。

なお、取りまとめと並行して、監督対象先に対して第2回目となるベター・レギュレーションに係るアンケート調査を実施した。

## I. 金融規制環境の変化とベター・レギュレーション

### 1. 金融規制環境の変化とベター・レギュレーション

#### (1) ベター・レギュレーションの今日的意義

金融規制については、今般の金融危機の顕在化が認識されるまで欧米を中心に、規制をできるだけ緩和することが金融イノベーションを促進させ、それが金融・資本市場の発展につながるという考え方が広く存在していた。

他方で、今般の金融危機に直面し、以下のような事例が認識された。

- 情報の非対称性を利用し利益を上げるため、複雑な金融商品を組成・販売したり、相対取引のような分断された市場での取引が拡大するなど、金融イノベーションは必ずしも市場メカニズムの発揮の向上につながらない。
- 短期的な利益の追求を誘引する報酬体系や高レバレッジ化による高収益性の追求が、資産価格の振幅幅の増大や経済の不安定化を助長した。
- 証券化の一連のプロセスにおけるインセンティブの歪みが、組成・転売型 (originate-to-distribute) ビジネスモデルにおける関係者のモラル・ハザードを招来した。

金融市場をより良く機能させ、国民経済の安定や国民厚生の上昇を図るためには、全く規制のない状況が最適とはいえ、公的関与の必要性についての認識が高まっていると考えられる。

他方、質の低い公的関与・規制は、レギュラトリー・アービトラージを招くなどにより市場の歪みを拡大させるといった問題を生じさせるため、質の高い規制を実現するための努力が必要と考えられる。

規制の質を高めていくこと(ベター・レギュレーション)の重要性が再確認される場所である。

#### (2) ベター・レギュレーションの「4つの柱」の意義と今後の方向性

##### 第1の柱 (ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ)

今般の金融危機を踏まえ、国際的にルール・ベースの規制を強化する動きが見られる。他方、我が国が掲げてきたベター・レギュレーションは、ルールとプリンシプルは二者択一ではなく、むしろ相互補完的なものであり、最善の形で組み合わせることにより、全体としての金融規制の実効性を確保していくことを目指している。

我が国としては、今回の金融危機を踏まえルール強化が必要な分野については適切に対応する一方で、ルールよりプリンシプルによる規制が馴染む分野については引き続きプリンシプルを重視した規制・監督を行っていく方針である。

例えば、この一年間においても、以下のようにルールとプリンシプルの最適な組み合わせを目指した取組みを行ってきた。

- ① ファイアーウォール規制の見直しに当たっては、詳細なルールによるのではなく、金融機関の自主的な規律付けによる利益相反管理体制の整備を求めるプリンシプル・ベースの枠組みを構築し、金融機関によるベスト・プラクティスの追求を促進した。
- ② 金融危機の教訓を踏まえ、各国と足並みを揃えて信用格付業者に対して新たにルール・ベースとプリンシプル・ベースを最適な形で組み合わせた規制を導入した。

国により金融業の状況や規制環境が異なることを十分に考慮に入れるとともに、ルールとプリンシプルの最適なバランスも変わりうることに留意しつつ、引き続き両者の適切なバランスを図っていくことが重要であると考えられる。

## 第2の柱（優先課題の早期認識と効果的対応）

限られた行政資源をできるだけ効果的に優先度の高い分野に投入することの重要性は不変である。過去一年間においても、金融や市場を取り巻く状況が世界的な規模で刻々と変化する中で、金融システムの健全性維持の観点からリスク要因を早めに認識し必要な対応を行ってきた。特に、グローバルな経済・市場の動向と金融機関の行動及びその健全性との強い相関関係を認識しつつ、金融機関がリスク管理とリスクテイクのバランスを適切にとるよう促すことを通じて、経済や市場に悪影響を及ぼさないよう配慮してきたところである。

今後とも、より多様な市場参加者とのコミュニケーションの充実や、中央銀行との連携強化、国際的な監督者間の連携強化などにより、グローバルな経済や金融市場の動向が金融機関に及ぼす影響や、金融機関の行動が経済や市場に与える影響を幅広く情報収集・分析し、タイムリーな政策に結び付ける能力を高めていくことが必要である。

## 第3の柱（金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視）

今般の金融危機を踏まえ、現在、様々な規制強化が世界的に議論されているが、金融の活力は基本的に金融機関や市場参加者の自主的な取組みによりもたらされるものであることを忘れてはならない。また、金融機関や市場参加者のリスク管理の向上を図る上でも、自主的な取組みは重要であると考えられる。

従って、自助努力の尊重とインセンティブを引き続き重視していくことに変わりはないが、今回の金融危機の教訓を踏まえると、金融機関や市場参加者が、短期的な利益追求や利益相反の存在などにより歪んだインセンティブに動機付けられていないか注意していくことが必要である。

例えば、金融庁では、証券化プロセスにおけるインセンティブ構造の歪みに関して、以下のような対応を行ってきているところである。

- ① 証券化商品の組成者等による一定割合の保有によりこれを是正する案について、「金融市場戦略チーム 第一次報告書」(平成 19 年 11 月公表)において検討を行ったうえで、昨年来、FSF等の国際的な議論の場において各国当局者に対して提言を行ってきている(今般の米国の金融規制改革案においても同様の提案がなされている)。
- ② 原資産の追跡可能性(Traceability)の確保に向けて、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」において、金融商品取引業者が証券化商品を販売する際の原資産の内容やリスクに関する情報伝達等に関する留意事項を明記するとともに、自主規制機関に具体的なルールの策定を促した。

監督当局としては、金融機関や市場参加者が如何なるインセンティブに基づいて行動しているかについて十分に認識し、これらの行動が市場の歪みではなく、市場のより良い機能につながるよう監視していくことが重要であると考えられる。

#### 第4の柱 (行政対応の透明性・予測可能性の向上)

この一年間、金融庁では、幹部職員をはじめとして、国際会議やシンポジウムを含めた様々な場で当庁の考え方をグローバルに発信するよう努めてきた。また、利用者からの問い合わせの多い事項については、Q&Aの形で公表するなどの取組みを行ってきた(事例:「内部統制報告制度に関するQ&A」、「株券等の公開買付けに関するQ&A」など)。

今後とも、国内外に対する情報発信の努力を継続するとともに、金融機関との対話の充実などを通じて、行政対応の透明性・予測可能性の向上に努めていくこととしている。

## 2. 危機対応の検証

グローバルな金融市場の混乱や世界経済の後退により、我が国においても実体経済の悪化や株価の下落などが生じ、これらが我が国金融システムにも影響を与えてきた。ただし、我が国金融機関は高レバレッジや資産のオフバランス化により収益を追求するような金融ビジネスに注力してこなかったことなどから、我が国の金融システムは欧米と

比べれば相対的に安定している。

他方、市場の混乱や経済活動の急激な低下の中で、金融機関が過度にリスクテイクに慎重になり、金融仲介機能を低下させると、それが実体経済を悪化させ、結果として金融機関の健全性に悪影響を及ぼし、ひいては金融機関のリスクテイク能力をさらに低下させるという「負のスパイラル」が生じるおそれがあった。

金融庁では、このような金融セクターと実体経済との相互関係を認識した上で、日本銀行、財務省、中小企業庁等の関係機関と連携しつつ、金融機関の財務の健全性、市場の動向、企業部門の業況・資金繰り動向などを注意深くフォローしてきた。とりわけ、金融の円滑化については、借り手サイドの情報収集に努めるとともに、金融円滑化の必要性についての情報発信を実施してきた。同時に、個々の金融機関の健全性を確保する観点から必要な対応を行ったほか、株式市場においてファンダメンタルズから著しく乖離した価格形成が常態化することへの対応についても、これを優先課題として認識し措置を講じてきたところである。

また、上記の対応と並行して、グローバルな金融危機の克服や再発防止には国際的な協調が不可欠であるとの認識の下、国際的な議論に積極的に参画するとともに、国際的に協調して、中長期的な規制・監督の枠組み整備を推進しているところである。

以下、ベター・レギュレーションの主な項目に沿い、過去一年間の取組みを検証する。

## (1) 優先課題の早期認識と効果的対応

### ① 金融システムの安定・利用者保護等

- 米国大手投資銀行のリーマン・ブラザーズが平成 20 年 9 月 15 日に破綻申請を行ったことを受け、同日中に国内法人に対し、顧客等の保護のため資産の国内保有を命じるとともに、業務停止命令を発出するなど、海外当局とも連携しつつ、迅速に対応した。
- 大和生命が平成 20 年 10 月 10 日に破綻申立てを行った際に、同日中にセーフティーネットによる保護措置など契約者保護上必要な情報について大臣談話として公表し、不安感の払拭に努めた。

### ② 株式市場の価格発見機能の維持

- 幅広い市場関係者等との密な意見交換により、グローバルな市場動向のタイムリーな把握、リスク要因の分析に努めてきた。
- 平成 20 年 9 月以降の株価急落を受け、上場会社による自己株取得の円滑化を図る観点から自己株取得規制の緩和を行う(同年 10 月 14 施行)とともに、市

場の透明性の向上等の観点から、売付けの際に株の手当てがなされていない空売り(Naked Short Selling)の禁止(同年10月30日施行)や、一定規模以上の空売りポジションの報告義務付け・取引所による当該情報の公表(同年11月7日施行)など、空売り規制を強化した。

### ③ 金融仲介機能の維持・促進

- 平成20年5月より、各都道府県の商工会議所を対象に四半期毎のアンケート調査を実施するとともに、同年夏には幹部を地方に派遣し、中小企業等に対するヒアリングを実施した。また、同年10月から平成21年2月にかけて、全国153箇所では中小企業者と意見交換会を実施するなど、中小企業金融の実態をきめ細かく把握してきた。
- 金融機関による柔軟な融資対応を促進するため、黒字化や債務超過解消までに時間を要するという中小企業の特徴を踏まえ、貸出条件緩和債権に該当しない場合の取扱いを拡充した(平成20年11月7日実施)。
- 金融市場の混乱による自己資本比率の低下が金融仲介機能の発揮に悪影響を与えないよう、平成24年3月末までの時限的な監督上の措置として、自己資本比率規制の一部弾力化を実施している(平成20年12月12日施行)。
- 国の資本参加を通じて金融機関の金融仲介機能を強化することにより、厳しい状況に直面する地域経済や中小企業を支援するため、金融機能強化法の改正法案を国会に提出し、その成立後、迅速に施行した(平成20年12月12日成立、同月17日施行)。
- 平成20年度末に向けて、中小企業はもとより、中堅・大企業においても業況が厳しさを増していった。こうした状況を踏まえ、平成21年3月10日に金融円滑化のための集中検査を実施することを公表し、同年4月から、中小企業向け融資、中堅・大企業向け融資及び個人向け融資(住宅ローン)の各分野を対象に、平成20年度末及び平成21年度入り後に金融仲介機能が十分に発揮されているかを短期集中的に検証している。
- 実体経済の急速な悪化に伴い売上が急減し資金繰りに窮する企業や、財務状況が悪く民間金融機関のみではリスクをとることが次第に困難になる企業が増加してきた。これら企業についても、公的金融と民間金融が適切に役割を分担し、事業の再構築などが行えるよう関係省庁と緊密に協力している。

## (2) 自助努力尊重とインセンティブの重視

- 適切なストレステスト等によるリスク管理の向上を奨励するなど、金融機関のり

スク管理の強化を促してきた。

- 先を読む経営の中で更なる金融仲介機能の発揮を展望する金融機関に対して、公的資本に係る配当率を平時の水準に設定するなど、金融機能強化法の積極的活用を促すための環境整備を行い、資本政策の選択肢を提供している。
- 先進的な取組みや広く実践されることが望ましい取組みについて事例紹介や顕彰を実施することにより、地域金融機関に対し、地域密着型金融に一層取り組むよう促す(平成 21 年 3 月「地域密着型金融に関する取組み事例集」公表)とともに、主要行等に対しても、金融の円滑化を平成 20 事務年度の重点事項として監督方針に掲げ、中小企業の経営実態や特性を踏まえたきめ細かな対応を繰り返し要請してきた。

### (3) 適切な情報発信・開示による透明性の向上

#### ① 市場における不透明感の除去・情報提供の確保・透明性向上

- 金融機関の財務の健全性に関する状況の把握や不透明感の除去のため、平成 19 年 9 月末時点以降、四半期毎に、我が国預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額・損失額を集計・公表している。また、平成 20 年 3 月末時点からは、サブプライム関連商品に加えて、証券化商品等についても保有額・損失額を世界に先駆けて集計・公表している(平成 20 年 6 月、9 月、11 月、平成 21 年 3 月、6 月)。
- 平成 20 年秋以降、市場が不安定な中、市場の不透明感の払拭に向け、空売りに関する情報開示を拡充・空売り規制を強化している(一定規模以上の空売りポジションの報告義務付け・取引所による当該情報の公表(平成 20 年 11 月 7 日施行))。(再掲)
- 投資家に対し企業の経営実態に即したより有用な情報提供を確保するため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に対する経営者等の対応策等を勘案してもなお、継続企業の前提に関する重要な不確実性がある場合に限り「注記」が行われるよう、開示制度を改善した(平成 21 年 4 月 9 日確定)。
- 幹部による国内外における講演やインタビューの機会等を活用し、金融危機の状況や国際的な議論の進展を踏まえ、90 年代の我が国の経験から得られる教訓や我が国の政策対応、今後の金融行政の方向性についての考え方などについて、時宜にかなった情報発信を積極的に行ってきた。

## ② 金融円滑化に向けた情報発信

- 中小企業庁等と連携しつつ、金融円滑化のキャンペーンを行うとともに、各金融機関に対応を要請してきた。
- 商工会議所に対するアンケート調査や中小企業との意見交換会等で得られた情報を取りまとめて公表した(平成20年9月、12月、平成21年3月、6月)。
- 中小企業経営者等を対象に、金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]の説明会を開催している(668回開催。約36,000人が参加(平成19年12月～平成21年6月末現在))。

## (4) 海外当局との連携強化

### ① 短期的な対応措置

- 平成20年9月のリーマン・ブラザーズの破綻等において、海外当局と緊密に情報を交換するとともに、前広に情報収集や分析を行い、国内での対応に活用した。(再掲)
- FSB(金融安定理事会)やG20など国際的な議論の場において、90年代における我が国の経験と教訓を活かした発信を行ってきた。
- グローバルに活動する主要な金融機関に関し、各国の関係当局と監督カレッジを開催・参加している。

### ② 中長期的な規制枠組みの整備

- 市場の公正性・透明性を確保するため、信用格付業者への公的規制を導入し、国際的に協調した規制・監督の枠組み整備を推進してきた(平成21年6月17日「金融商品取引法等の一部を改正する法律」成立)。
- 今後の規制枠組みの方向性について、国際的な議論に積極的に参画し、我が国の立場を主張してきた。例えば、証券化プロセスにおけるインセンティブ構造の問題解決策として、組成者等による一定割合の保有促進などを提言したほか、自己資本強化の方向性自体は支持しつつ、性急な実施は足もとの状態を悪化させ却って問題を大きくする懸念があることを指摘してきた。また、個別金融機関のビジネスモデルの違いによるリスク・プロファイルの違いを的確に把握することなく、一律に自己資本規制を強化することは、却って金融システムを不安定化させかねないことについて、注意を喚起してきた。



## Ⅱ. 検査・監督におけるベター・レギュレーションに向けた取り組み

### 1. 職員のベター・レギュレーションに向けた意識改革

「ベター・レギュレーション」は金融行政において、揺るぎない政策課題であるが、検査・監督については、特に、以下の理由から、ベター・レギュレーションの取り組みを一層強化することが重要と考えられる。

- ① 国民の金融機関や金融商品・サービスに対する目線や要求水準が高まっており、金融機関、検査・監督当局の双方において、これまで以上に、リスクに焦点をあて、先々を見越した対応によりベスト・プラクティスの追求が求められている。
- ② 金融のグローバル化により、リスクが瞬時かつ大規模に伝播するため、これまで以上に、フォワードルッキングで迅速な検査・監督が求められる。また、グローバルな金融市場の混乱が実体経済に急激な影響を与えており、これまで以上に、フォワードルッキングな対応として、きめ細かな実態把握、速やかな対策の実行が求められている。
- ③ 金融機関のレベルの向上により、これまで以上に、金融機関の経営や業務運営の自主的改善に役立つ「改善志向型の検査」が求められている。

一国の検査・監督の水準は、検査・監督に携わる一人一人の職員の一挙手一投足によって左右されるといっても過言ではない。特に、検査については、日常的に金融機関の役職員と直接接して業務を行うことから、個々の検査官の日常の対応が金融機関の役職員に与える影響は大きい。このため、全ての検査官に向け、ベター・レギュレーションの基本理念を示し、継続的に意識改革を働きかけていくことが重要である。

人の意識や行動が進化するには試行錯誤が不可避であり、地道で愚直な取り組みを継続強化することが不可欠と考えられる。このため、金融検査では、ベター・レギュレーションの4つの柱を金融検査について具現した金融検査の基本的姿勢(5原則)を明示し(平成20年3月)、さらに、検査マニュアル前文に明記(同年8月)することを通じて、検査官の意識改革を徹底してきたところである。

(参考) 検査マニュアル前文(5原則)

- ① 重要なリスクに焦点をあてた検証(「リスク・フォーカス、フォワード・ルッキング」アプローチ)
- ② 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明
- ③ 問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の検証
- ④ 指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化
- ⑤ 検査結果に対する真の理解(「納得感」)

## 2. これまでの取組み

前記のとおり、職員の意識改革の徹底を図った上で、「ベター・レギュレーションの4つの柱」、「5つの当面の具体策」に沿った取組みを進めることが重要と考えられる。

金融検査では、ベター・レギュレーションを組織的・計画的に進めていくため、具体的な取組みを盛り込んだアクションプラン I を作成した(平成 20 年 6 月)。アクションプラン I は、39 項目から構成されるが、その中で特徴的な施策は、以下のとおりである。

### ① 中間報告会等の運用改善

検査における検査マニュアル前文5原則の実践度合いを確認するために、中間報告会等を開催し、検査部局幹部が検査の途中段階で検査の実施状況を確認した。

### ② 検査モニターの全件実施(クロスモニターを含む)

適正な金融検査を確保するために、検査部局幹部が金融機関に出向き、経営陣から直接意見を伺うオンサイト検査モニターを全ての検査において実施した。また、金融庁・財務局間で相互に検査モニターを行うクロスモニターも実施した。

### ③ 主要行における Examiner in Charge

主要行に主任検査官の複数年担当制を導入することにより、日常的に金融機関と意見交換をすることを通じて経営上の重要な課題を適時に把握し、検査においてその時々のもっとも重要な検証分野を選定するように努めた。

### ④ 検査結果通知の改善

金融機関に対して、経営改善のインセンティブを付与する観点から、評価結果の7割を占めるB評価について、検査結果通知において、「A評価に近いと評価できるB評価」、「平均的なB評価」、「C評価に近いと評価されるB評価」の3類型に書き分けて記載した。

### ⑤ クロス検査・共同研修

金融庁と財務局の検査目線の統一、財務局の検査力の向上を図る観点から、本庁と財務局間で相互に検査官の派遣を行う検査応援・クロス検査を行うとともに、金融庁と財務局合同で研修を実施した。

### ⑥ 「金融検査マニュアル別冊」説明会の実施

中小企業経営者等が金融機関との融資交渉を行う際や経営改善支援を求め際に役立つよう、金融検査マニュアル別冊の内容を分かりやすく記載したパンフレット「知ってナットク！中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識」を作成

し、全国 668 箇所で開催している(約 36,000 人が参加(平成 19 年 12 月～平成 21 年 6 月末現在))。

証券検査では、ベター・レギュレーションの趣旨を踏まえ、「平成 20 事務年度証券検査基本方針」を公表した(平成 20 年 7 月)。また、以下の点に留意しつつ、市場参加者にとって望ましいと考える、効率的かつ効果的な検査の実施に努めてきたところである。

- ① 市場ルールに関する違反行為の検証を行うとともに、金融商品取引業者等の経営管理態勢等の態勢整備に着目したプリンシプル・ベースも踏まえた検査を行う。
- ② 検査対象先の選定に当たっては、内在するリスクをできるだけ早く認識し、検査対象先のリスクの所在を分析するとともに、当該リスクに焦点を当てたメリハリのあつた検査を行う。
- ③ 実効性のある内部管理態勢の整備に向けた金融商品取引業者等の自主的な取組みに資するよう、双方向の対話等を重視した検査を行う。
- ④ 検査の透明性・予測可能性を向上させるため、必要に応じ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」の見直しを図るとともに、これを公表する。

金融監督においては、従来のように、全ての金融機関に対し画一的な項目についてヒアリングを行うのではなく、優先課題を早期に認識し効果的に対応する観点から、個々の金融機関のビジネスやリスクの特性に応じたヒアリングを行うため、以下の取組みを行ってきたところである。

- ① 金融庁において、個々の金融機関の特性を主要なリスクカテゴリー・収益性・資本充実度など様々な観点から分析した資料を作成し、財務局と共有した。
- ② 財務局では、地域金融機関のモニタリングにおいて、こうした分析資料を活用し、個々の金融機関の特性に応じた深度あるヒアリングの実施に努めている。また、分析資料を金融機関と共有し、それぞれの金融機関の問題点や課題について共通の認識を持った上で、ヒアリングにおいて掘り下げた議論を行うことにより、モニタリングの更なる質的向上を図る取組みも始めている。

また、各種ヒアリングにおいて、重複するヒアリング項目を整理するとともに、優先課題を設定し、地域金融機関の経営課題等に対する金融庁・財務局間の認識の共有化を図りながら、中小企業金融の円滑化やそれぞれの金融機関の重要な経営課題に焦点を当てたヒアリングを実施してきた。

さらに、フォワードルッキングな対応として、金融円滑化に関しては、早い段階から、貸し手のみならず借り手からもヒアリングを行うなど実態把握に努め、必要な情報発信を行うとともに、様々な対策を講じてきたところである。

### 3. これまでの取組みの総点検と今後の課題

ベター・レギュレーションの取組みを進化させ、第2ステージに移行するためには、これまでのベター・レギュレーションの実践状況について確認・評価し、今後の課題の抽出を行うことが重要と考えられる。

金融検査では、ベター・レギュレーション推進会議での集中討議、本庁・財務局の検査官からの意見聴取を通じ、アクションプラン I の実践状況を確認・評価するとともに、今後の課題について抽出したところである。評価を総括すれば、以下のとおりである。

- ① 金融機関と当局の間で以前に比べ率直な議論ができるようになった。
- ② 検査官の意識が変わってきた。
- ③ 財務局のレベルが上がり、金融庁本庁とのレベルの差が縮まってきた。
- ④ 金融機関の理解と協力が不可欠であることも再認識された。
- ⑤ どの施策がベター・レギュレーションの浸透上有効な施策かが分かってきた（P10、P11 を参照）。
- ⑥ しかし、未だ道半ばであり、金融機関の自主改善に役に立つ検査という点では、まだ十分ではない。これまでの取組みの延長や強化に加え、検査官一人一人のレベルアップ（検査力・検証力の強化）が必要である。

証券検査においては、検査中の対話について、改善が図られているとの意見が多いものの、なお一部には、対話が不十分であることや、証券取引等監視委員会と財務局の目線の統一が図られていないこと等を指摘する意見がある。加えて、累次の金融商品取引法の改正に伴い検査対象先が増加していることや、今般のグローバルな金融危機等を踏まえ、これまで以上に効率的かつ効果的な検査の実現を目指して、「証券検査に係る業務点検プロジェクト」を立ち上げた（平成 20 年 9 月）。同プロジェクトでは、検査の手続面を中心に議論を行い、その時点における議論の方向性を公表した（平成 20 年 12 月）。

その後、「証券検査に係る業務点検プロジェクト」の議論をさらに進めて得た結論等を踏まえ、「証券検査に関する基本指針」を改正した（平成 21 年 6 月）。主な内容は、以下

のとおりである。

- 「検査の使命」において、これまでの法令違反行為の検証を基本としつつも、さらに進んで内部管理やリスク管理の態勢に着目した検査を一層充実させる旨を追記
- 証券取引等監視委員会による検査における予告検査の試行的実施の導入
- エグジット・ミーティング等検査先経営陣等との意見交換の充実
- 検査着手当初に検査先に対して提出を求める資料の標準的な例として業態毎の「提出資料一覧」を作成等
- 検査モニター制度のうち、郵送又はEメールで受け付ける「意見受付」を、具体的な質問項目を定めたアンケート方式に変更(オフサイトモニターの充実)

金融監督においても、引き続き、モニタリング体制の更なる強化を図って行くことが課題であり、特に今般の金融危機を踏まえれば、金融システム全体に影響を与えるようなリスクの把握・対処等が重要である。このため、検査との連携を図るとともに、国際的な議論も踏まえながら、金融経済情勢の急激な変化にも対応できるような体制を構築していくことが必要と考えられる。

#### 4. ベター・レギュレーションの第2ステージに向けた今後の取組み

これまでの取組みの総点検の結果と抽出した課題を踏まえ、ベター・レギュレーションの第2ステージに向けた取組みを行い、ベター・レギュレーションを不断に進化させていくことが重要と考えられる。

金融検査では、財務局を含む検査官一人一人との意見交換を基に、ベター・レギュレーションの第2ステージへのステップアップを図るための総合的な取組みを、52項目から構成されるアクションプランⅡにまとめ、組織的・計画的な取組みを進めるための工程表を作成した。アクションプランⅡの柱は、以下のとおりである。

- ① (検査先金融機関との関係では)検査マニュアル前文5原則を徹底実践する。
- ② (金融業界団体、中小企業経営者、監査法人等との関係では)ベター・レギュレーション、各事務年度の検査基本方針、金融検査マニュアル別冊等に関する情報発信を強化するとともに、地域や現場の情報を収集し、双方向の対話を強化する。
- ③ 検査力・検証力の向上に向け、情報収集・検証手法の高度化等に関する取組

みを行う。

- ④ 検査力・検証力の向上に向け、人材の強化に関する取組みを行う。

また、今後の重要課題である検査力・検証力のパワーアップを図るには、人、モノ、情報等の強化が必要と考えられる。このため、アクションプランⅡの特徴的な取組みは、以下のとおりとなっている。

- ① バックオフィスの事前分析・着眼指示事項の充実、監督局との連携

検査部局内のバックオフィス体制を強化したうえで、検査局と監督局で連携して、リスク評価シートの作成・共有、カレッジ対象機関の情報収集・共有等を行う。

- ② 証券取引等監視委員会・海外当局との連携

傘下に証券会社を有する国内大手金融グループや大手外資系金融グループの検査について、証券取引等監視委員会との間で同時検査・検査応援等を行う。また、グローバルベースで活動する大手金融グループのリスクの的確な把握のため、米、英、独、仏、シンガポール、香港との連携強化や新たな関係国との連携関係の構築を図る。

- ③ 中小企業金融の円滑化に関する検証手法の充実

検査現場での実践を踏まえ、より具体的な検証の着眼点、より有効な検証の抽出方法等、検査手法について充実させる。

- ④ 検査ノウハウのデータベース化

現在、検査部局で有する検査に関するノウハウ・事例等を、検査現場において迅速に有効活用する観点から、データベースの再構築を図る。

- ⑤ 貸出担当検査官、保険・外資担当検査官の育成・強化

金融検査で中心的部分を占める資産査定力を劣化させないよう、貸出担当検査官を中長期的な視点から育成する。また、預金取扱金融機関の検査とは異なる知識・能力等(保険数理・外国語等)を必要とする保険・外資担当検査官を育成するため、研修の強化等を図る。

- ⑥ 専門人材の確保(システム・市場リスクの専門家、アクチュアリー、弁護士、会計士等)

外部の専門人材(システム・市場リスクの専門家、アクチュアリー、弁護士、会計士等)をこれまで以上に積極的に採用し、検査現場で即戦力として活用するとともに、若手検査官のスキルアップの向上に役立てる。

証券検査では、「証券検査に関する基本指針」に盛り込んだ施策の着実な実施に努めるとともに、平成 21 年度証券検査基本方針(平成 21 年 4 月)を踏まえ、以下の点に

注力していくこととしている。

- ① 業者の規模・リスク特性を勘案した、いわゆるリスクベースに基づく検査。
- ② 業者に公正・健全な市場確保のために貢献するゲートキーパーとしての自覚を促す検査。
- ③ 顕在化しつつあるリスクに対して将来に備えた機動的な対応を目指す検査。特に、グローバルに活動する金融商品取引業者等に対する検査においては、システムリスクや財務の健全性の確保を含め、リスク管理態勢を広く検証する。

金融監督においては、効果的かつ効率的な監督を行うため、モニタリングの更なる質的向上等を図っていく。具体的には、以下の取組みを行うこととしている。

- ① モニタリング向上のための取組みを保険会社、証券会社等の他業態に広げるとともに、業態横断的なリスクの把握・分析をさらに進めていく。また、金融システム全体に影響を及ぼすようなリスクを的確に把握し、対処することができるよう、国際的な議論も踏まえつつ、より一層の体制整備に努める。
- ② 金融検査・監督における情報分析機能の連携を強化し、金融庁業務支援統合システム<sup>(注)</sup>の導入も視野に入れつつ、モニタリングに必要なデータの収集・分析・利用を含めた業務プロセスの効率化・高度化を図る。

(注) 検査局・監督局・証券取引等監視委員会の各業務システムを統合し、再構築するもの。平成24年1月導入予定。

- ③ モニタリングのプロセスに則したより実践的な研修プログラムを策定・実施することや、海外における監督手法に係る情報を活用すること等により、検査・監督担当者の能力向上を図る。

(以上)

(参考1) ベター・レギュレーションの進捗状況に係るアンケートについて

(概要)

金融庁では、本年6月、監督対象先に対して第2回目となるベター・レギュレーションに係るアンケート調査を実施した。第1回目のアンケート(昨年3月実施)と同様、回答は任意かつ匿名であり、今回は、自由記載方式で、「ベター・レギュレーションを巡る金融庁の取組みをどう評価しているか、貴社・業界においてどのような変化があったかなど、金融庁への意見・要望も含め、自由に御記載下さい」旨を依頼した。アンケートの対象業態は、前回の送付先に加え一部拡大を行った。

アンケートは計 483 社に送付し、293 社から回答を得た(回答率 60.7%)。うち、前回に続き2度目のアンケートとなる業態の回答率は 60.5%(▲7.1%)、今回新たに対象に加わった業態(貸金業者等)は 65.0%であった。

	全体	内訳							
		預金等取扱金融機関			保険会社	証券会社等	取引所	監査法人	貸金業者
		銀行	地域金融機関						
調査先	483 社	261 社	193 社	176 社	93 社	102 社	7社	10 社	10 社
回収率	60.7%	55.9%	42.0%	62.5%	68.8%	59.8%	100.0%	90.0%	60.0%

(注) それぞれの項目には、以下の業態を含む

預金等取扱金融機関: 主要行、外国銀行、地方銀行、第二地方銀行、その他の銀行(信託銀行等)、信用金庫、信用組合

銀行: 預金等取扱金融機関のうち、主要行、外国銀行、地方銀行、第二地方銀行、その他の銀行(信託銀行等)

地域金融機関: 預金等取扱金融機関のうち、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合

保険会社: 国内生保、外国生保、国内損保、外国損保

証券会社等: 国内証券、外国証券、投信運用業、投資助言・代理業、外国投信運用業、投資助言・代理業、金融先物取引業、商品投資販売業



# 回答内容の分析

## I. 進捗状況（総論）・方針継続について

### 1. 進捗状況（総論）

自由記載方式であるため、回答内容・分量・スタイル等は様々であるが、回答パターンとしては、①ベターレギュレーションに対する肯定的評価のみを記載したものが4割程度、②肯定的評価を記したうえで改善点・要望等を指摘したものが5割程度、③改善点・要望等だけを記載したものが1割程度であった。

また、第1回進捗状況報告（20年5月）で掲げた下記の3つの「今後の課題」については、相応の進捗が見られるとしたうえで、取組みの継続を求める回答が多い（回答のうち、具体性のあるものを中心に下記に適宜抜粋・要約。以下同じ）。

#### 今後の課題（1） 職員へのさらなる徹底

##### ○ 進捗を評価するもの

- ヒアリングや検査時（財務局）において、担当官が良く話を聞いてくれ、率直な議論ができるようになった（地域金融機関）
- 金融庁担当官がベターレギュレーションをよく認識しており、特にこの1年、折衝時等に言葉の端々から、推進の思いが伝わってきている（保険会社）
- 法令解釈や個別案件対応について相談した際、顧客保護の観点はもとより、時には当社の立場にも立って共に考えて頂く姿勢や、「あくまで一職員として」との前提付きながら、「自分ならこう考える」との具体的示唆、関係部局への照会を要する案件の迅速な回答、といった丁寧な対応に接する機会があり、感謝している（証券会社等）

##### ○ 取組み不足の点を指摘するもの

- 現物検査（財務局）に入ると、上席者等の数名を除けば、「言いたいことが言える関係」という状況ではなかった（地域金融機関）

## 今後の課題（２） 実務者レベルでの対話の充実

### ○ 進捗を評価するもの

- 財務局の検査・監督部門ともに実務者レベルでの対話が充実してきている（地域金融機関）
- 役員へのヒアリングに加えて営業店（支店長）へのヒアリングが行われるなど、実務者レベルまで踏み込んだ対話を実施された（地域金融機関）
- 業界・個別金融グループとの双方ダイアログの機会等が、上層部から担当者レベルまで、全てにわたって目に見える形で増えている。特に、担当者レベルには、個別案件の相談において十分に時間をとってもらっている（銀行）
- 中小企業金融の円滑化に関し、実務者が直接説明を受ける機会が得られたことは有効であった（地域金融機関）

### ○ 取組み不足の点を指摘するもの

- 法令案公開の時点で実務上の懸念事項が見受けられることが時々あるが、こうした場合、パブリック・コメントへの回答においてかなり実務に配慮したコメントをもらえるものの、実務の運用面では困難な部分が残ってしまうことがある。この数年はこうした不具合が増加しており、今後は法令案がほぼ固まった時点で、業界の実務担当者を交えた意見聴取の場を設け、無理のない範囲でその意見を取り入れ、スムーズに実務へ移行できるような手続が考えられないか（銀行）

## 今後の課題（３） 情報発信の機会の拡充

### ○ 進捗を評価するもの

- ウェブサイトの取組み強化が評価される。具体的には、迅速なコンテンツアップ、充実した情報量、検索性や閲覧性を向上させるサイト改善の取組みなど（保険会社）
- 当社は、外国人幹部職員が多く、ウェブサイトにおける英文での報道発表が増加したことにより、日本の監督行政の動きをタイムリーに伝えることができている。また、英文による「金融庁の到着情報メール」も幹部の外国人従業員に登録を勧めて活用している（保険会社）
- 昨年度、PEに関する問題について一定の整理がなされたが、金融庁の担当者は、海外の諸事情および国内運用会社の抱える問題点について深く研究・理解するため、複数回にわたり主体的に勉強会等を実施された。また最終的に当局の会議室で実施された説明会及び

配布資料の内容はこれまでになく読みやすく、理解しやすいものであった。このような取り組みは、これまでに経験した覚えがないといっても良いくらい、先進的かつ柔軟な取り組み姿勢である（証券会社等）

○ 取り組み不足の点を指摘するもの

- 説明会は総じて短時間で資料の棒読み方式が多く形式的な感じを受ける（地域金融機関）

## 2. ベター・レギュレーションの方針継続

金融危機発生後の世界的な規制再構築の流れがベター・レギュレーションに及ぼし得る影響に言及した回答が見られたが、下記のとおり、いずれも取り組みの継続・強化を望む回答であった。

- ベター・レギュレーションを打ち出した頃と金融環境は大きく変貌したが、基本的な方向性には変わりはないはずで、むしろベター・レギュレーションの目的の普遍性の真価を示すタイミングとなってきたのではないかと（銀行）
- 英国 F S A の方針転換に関する報道があったが、我が国ではルールとプリンシプルの最適な組合せを追求する方針に変更がないことを明らかにして欲しい（証券会社等）

## II. 4つの柱について

### 1. ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ

金融機関側の姿勢・対応にも、ルールとプリンシプルの最適な組合せという方針に沿った変化が見られている、との回答が相当数にのぼる。他方で、特に金融庁側からのアクションによる業界との情報共有・目線統一が必要とする回答が目立った。なお、具体的な事例として、ファイアーウォール規制の緩和に伴う利益相反管理体制の強化の際の経験に言及するものが多い。

#### (1) 金融機関側の対応

- ▶ プリンシプル・ベースでの監督により、金融機関が自ら潜在的なリスクを捉えて自助努力を行うとの考え方が浸透してきている。金融環境が日々激変するなか、こうした考え方に基づいてリスクを早期に察知し、機動的な資本調達等に繋がった（銀行）
- ▶ ベター・レギュレーションについては、当初は意味も理解できず、行政側の態勢構築策と捉えていたが、数回にわたる講演等で金融庁関係者からの説明により「金融サービス業におけるプリンシプルの共有」が必須事項であることを確認した（地域金融機関）
- ▶ プリンシプル全14項目のうち「利用者保護」に関するものが5項目と大きな割合を占めているが、当社においても、過去に保険金・保険料問題を惹起しており、再び同じ過ちを繰り返さないという強い経営の信念に基づき、信頼回復・品質向上に向けた品質目標を設定した。現在は、この目標を達成するために全組織がお客さまの声に基づいた自律的業務改善 PDCAによる業務品質改善に取り組んでいる。これにより顧客保護・利便性の向上といったものをさらに強く意識するよう変化している（保険会社）
- ▶ 「倫理コード」を制定し、「法令違反でなければいいではないか」といった考えを一掃し、「法令違反でなくても、望ましくないことはしない」という倫理観をさらに浸透させるよう心がけている。金融機関として自己規律がさらに重要になってきたことを痛感している（証券会社等）

#### (2) 情報の共有

- ▶ プリンシプルについては官民が認識を共有することが不可欠であり、今後とも、双方向で建設的な対話を継続し、活用事例を積み重ねていくことが重要。例えば、プリンシプルに基づき解釈等を行った具体例を集積し、積極的に公表してもらえれば、官民の認識の共通

化、双方での定着に資すると考える（銀行）

- 実際にプリンシプルに基づき各種社内規程を作成したが、今後の検査結果により見直しや社内への周知徹底等、新たな対応が必要になると考えている。プリンシプルに関連した検査結果に関しては、従来よりも詳細な内容（例えば、あるプリンシプルに対して、検査対象がどのような自主的な規律付けを行い、それに対して検査官がプリンシプルに反すると認定した理由や判断枠組みなど）の公表を要望したい（証券会社等）

### （3）ファイアーウォール規制の緩和に伴う利益相反管理体制の強化

- 利益相反管理体制の構築等については、業者の自主的な体制整備（自己規律）に委ねられている事項も多いが、当局担当官との間で、当社の実態を踏まえた体制整備に関する相談を行った際、懇切丁寧かつ有益なアドバイスをもらうことができた（証券会社等）
- 個々の金融機関が実際に態勢整備の作業を行っていく場面では、何をどの程度行えば法令違反にならないのか、相場観が明確でないことから、躊躇や不安を抱かせるものになっている（銀行）
- 利益相反管理体制については、ファイアーウォール規制の見直しの恩恵を受けない金融機関にも同様に整備義務が課されることには違和感を覚える（地域金融機関）

### （4）その他

- 銀行業務を営む上で一定の確率で起こり得る事故や事務ミスなどの事象について、検査等での個別の議論では、コスト的な観点も含めた必要な対応水準についての議論がないため「ミニマイズ」の議論とならず、結果的にルールの厳格化・詳細化に拍車がかかる「ゼロ化」の議論となりがち。大きな「態勢」議論への転換が図れておらず、相互の努力が必要ではないか（銀行）
- 金融庁の方針がルールとプリンシプルの最適な組合せに変わったといっても、結局、従来のルール・ベースのものは自主規制団体である協会や取引所におろされ、規制を受ける業界としては全く変わらない対応をせざるを得ないのではないかと、というような予兆を感じる（証券会社等）

## 2. 優先課題の早期認識と効果的対応

世界的な金融危機の発生を踏まえた金融庁の対応のうち、特に、我が国金融市場の混乱回避や、金融円滑化に向けた対応を例に挙げ、フォワードルッキングな対応であった、時宜を得た効果的な対応であった等とするものが多い。

#### (1) 我が国金融市場の混乱回避

- グローバルな金融市場の混乱局面において、金融庁がFSF 報告書における先進的な開示事例を踏まえ、サブプライム関連のみならず証券化関連商品について集計・公表したことは、本邦金融機関への正確な理解に資するものであり、適切な対応であった（銀行）
- 10 月以降に深刻化した金融市場の混乱に際し、金融庁によって生命保険会社の財務の健全性等の確認が迅速に行われるとともに、ストレステストが実施されたが、このことは、市場の混乱に対応しうるポートフォリオの再構築を促す重要なシグナルになった。こうしたフォワード・ルッキングなアプローチが、生命保険会社の健全性の維持に寄与した（保険会社）
- 過去の検査等における不動産関連融資・証券化投資に対する厳格なリスク管理目線には、先見の明があったのではないか。当時、原材料高騰もあって、一部では実需から乖離し持続不可能な水準に達しつつあったミニバブルを、初期の段階で芽を摘み、結果として米国のように多くの最終消費者を巻き込まなかったことは、もっと高く評価されて然るべき（銀行）

#### (2) 金融円滑化に向けた対応

- 貸し渋り批判等、国民から金融機関に厳しい目が注がれる中、早々に金融円滑化をターゲットとした検査を実施したことは、国民の安心感につながることであり、また、金融機関側としても望ましい対応であった（銀行）
- 「優先課題の早期認識と効果的対応」の施策の一環として、地域経済・中小企業等を取り巻く厳しい環境を踏まえ、早期に導入された貸出条件緩和債権の取扱変更や緊急保証制度等は、中小企業金融の円滑化を図る施策として有効であった（地域金融機関）
- 自己資本比率規制の一部弾力化により、公表自己資本比率は前期から改善したものの、弾力化措置経過後の自己資本を睨んだ対策を別途講じる必要があり、両睨みの姿勢で経営健全に向けて引き続き努力している（地域金融機関）
- 経済の非常事態として様々な規制や措置がなされているが、それらを解除する時期についても、情勢を見極めたうえでタイミング良く行われることを望みたい（地域金融機関）
- 貸出条件緩和債権の取扱変更などの考え方は、ここ数年前の金融検査における考え方と大き

く異なるものであり、金融機関の自己責任を重視し自助努力を尊重するといった主旨、また行政対応の透明性・予測可能性の観点からも、やや違和感を生じている（地域金融機関）

### 3. 自助努力尊重とインセンティブの重視

具体的な事例として金融検査評定制度に言及し、これが金融機関側の自主的な取り組み強化のインセンティブになっているとするものが多い。

#### (1) 金融検査評定制度と金融機関側の取り組み

- 金融検査評定制度に関しては、評定における視点・ポイントや、評定アップに向けた当社の課題等が明示され、当社自身の内部管理 PDCA 改善活動にも活用しやすくなった。特に、前向きな取り組みに対する評価は、経営改善の大きなインセンティブとなっている（銀行）
- 検査評定制度に係る「A 評定」事例の公表は、抽象的であった評定段階をより具体化したものとなっており、経営改善に向けたインセンティブを高める施策と高く評価している（地域金融機関）
- 金融検査評定制度による自主的な評定の実施により、各金融機関では自助努力を尊重する姿勢が強まっているものと思われる。当金庫でも、評定結果について各リスク委員会に諮り、少しでも高い水準の内部管理態勢の構築をしていこうとする気運が高まってきた（地域金融機関）。
- 当金庫では金融検査評定制度の自己評価のスキームの充実を図ることで、経営管理の質的な向上やリスク管理の高度化にむけた金庫内部でのインセンティブ向上の仕組みを確立している。そこでは、金融検査マニュアルの各態勢共通の3段階の基本形や各々の項目においてPDCAサイクルが実際に機能しているか、毎年度自己評価を実施し、その改善進捗状況を定期的に検証することとしている（地域金融機関）
- 登録制への移行後、自己規律に欠ける業者を対象とする規制が導入される傾向にあるようだが、従来から高い自己規律に基づく経営を行っている業者においては、新たな公的規制・検査等への対応が必要となることもあり、当該業者にとっては過剰規制となる可能性があると考えられる。したがって、証券業者に対しても金融検査評定制度に類似した制度を導入し、その評定結果と当局による監督・検査等をリンクさせることによって、業者の対応コストを低減するなど、業者の自主的な取り組みを促すための仕組み作りを行って頂きたい（証券会社等）

## (2) その他

- グループや社の内部管理計画の策定や、個々の施策の実施の際にも、特に、自律的な態勢の構築を、従来以上に意識するようになった（銀行）
- 検査指摘事例集における各指摘項目についてセルフアセスメントを実施し、チェックを行うことで、保険行政に対する考え方を整理し態勢の強化を図っている（保険会社）
- 20年8月に改定された保険検査マニュアルにおいて、「具体的かつ論理的な指摘、改善を検討すべき事項の明確化」や「検証結果に対する真の理解」などが明記され、検査結果や指摘事項が明確に示されたことで、保険会社は主体的・能動的な経営改善に向けた取組みができるようになった（保険会社）
- 今般の金融危機に際してのストレステスト等のフォローは個社のリスク管理において大変示唆に富んでおり、今後のリスク管理手法として取り入れていくべきと考えている（保険会社）
- 金融庁等に寄せられる個社ごとのクレームのフィードバックに関して、より具体的な内容が伝えられるようになり、顧客視線に立ったサービスの改修等に役立っている（証券会社等）
- まだまだ各社ともコンプライアンス部門と営業部門とに認識の格差がある。講演、説明会、研修等についても、どちらかと言うと内部管理部門の参加者が多く見られがち（証券会社等）
- 金融機関の自助努力、インセンティブを重視しているとはいえ、地域密着型金融の推進等、結果報告を求めるものも多く、規制はかえって強まっていると感ずることがある（地域金融機関）

## 4. 透明性・予測可能性の向上

パブリック・コメントの意義等に言及し、透明性・予測可能性の向上を評価するもののほか、個別の項目として、下記のような回答があった。

- これまで行政処分の解除プロセスが明記されていなかった「保険会社向けの総合的な監督指針」において、業務改善命令の履行状況報告義務の解除に関する項目が新設されたことは、行政対応の透明性・予測可能性の向上に向けた意義のある取組み（保険会社）
- 証券取引等監視委員会が平成21年4月に公表した「証券検査に関する基本指針」一部改正



案において、「予告検査の試行的実施」及び「検査着手時の業態別『提出資料一覧』の作成」が盛り込まれた。これらは、行政対応の透明性・予測可能性の向上をより改善させるものであり、当社にとって意義深いものである（証券会社等）

（以上）

## (参考) 新たに対象となった業態からの回答

新たにアンケート対象となった①貸金業者、②金融先物取引業者、③商品投資販売業者からの回答では、業界としてベター・レギュレーションにはまだ馴染みが薄いとの回答が見られる中で、ベター・レギュレーションに対する肯定的評価や、自主的な体制整備を行っている旨に言及するものも多かった（回答率も全業態平均より高い）。他方、情報発信や業界との対話の拡充を求める回答も見られた。

- 会社の倫理憲章について、平成 20 年 4 月に公表された、「金融サービス業におけるプリンシプル」の内容を踏まえ、見直しを行った（貸金業）
- 「金融サービス業におけるプリンシプル」及びインセンティブ機能を含んだ制度は金融商品取引業者として趣旨が理解しやすいものとなっており、有効な対策として考えている。一方で範囲が多岐にわたっているため、実務上での対応も全てを網羅したものを求められているかと思う。全ての項目には該当しない当社としては手続きなどが煩雑となるため、規模を考慮した管理体制などが可能となることが重要（商品投資）
- 当社の事業である金融商品取引業、外国為替証拠金取引においても、顧客保護のための預かり資産の信託一元化、ロスカットルールの整備、証拠金倍率規制など、これまでの投機を助長しやすい商品設計に一定のルールが設けられ、市場の健全化に向けて大きな前進があった。ただし、各社各様の商品設計が存在する中、個別詳細なルール決めは逆に市場を矮小化させる原因にもなることから、貴庁でのルール決めの主旨を踏まえ、自主規制団体としての金融先物取引業協会と自主規制委員会のもとで、そのプリンシプルに則り、厳正なモニタリング機能をはじめ、金融先物取引業者としての規律をもって業界全体を健全な方向へ志向していくこととなった。これはベター・レギュレーションの大きな成果であると考えている（先物）

(以上)

## (参考2) 平成20年5月以降のベター・レギュレーションの進捗状況

### はじめに

- ・ 金融庁では、平成19年夏以来、金融規制のさらなる質的向上を目指した取組み(ベター・レギュレーションへの取組み)を進めてきた。
- ・ これまでに平成20年5月と平成20年12月の2回、進捗状況を公表。
- ・ 本稿は、第2回報告書の概要に、その後の主な進捗状況等を追記したもの(太字)。

## I. ベター・レギュレーションの4つの柱について

### 1. ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ

(1) 平成20年4月に金融機関や市場関係者と取りまとめたプリンシプルについて職員一人一人への浸透を図るとともに、プリンシプルの趣旨を関係者と共有するための取組みを実施。

- ・ 監督方針にプリンシプルを日々の行政対応に活用する旨を明記。
- ・ 利用者利便の向上や適切なリスク管理といったプリンシプルを踏まえ、「各種貸出・金融商品の実態に応じたリスク管理態勢の構築」や「円滑な中小企業・地域金融の円滑化」などを重点項目に掲げるとともに、優れた取組みを積極的に評価するなど、金融機関の自主的な経営改善につながることを重視した検査を実施。

(2) 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年6月成立)において、ファイアーウォール規制を見直すとともに、金融機関に対して利益相反管理体制の整備義務を導入。金融機関の自主的な体制整備が促進されるよう、原則的な規定を定め、その実施状況についての適切なモニタリングを通じて規制の実効性の確保に努めるプリンシプル・ベースの枠組みを構築。(平成21年6月から実施)

### 2. 優先課題の早期認識と効果的対応

(1) グローバルな金融市場の混乱、証券化商品の価格下落や市場流動性の低下、株式市場等の大幅な変動などが我が国の金融システムに与える影響をできるだけ早く認識するよう、市場動向に加え、金融機関の財務の健全性やリスク管理の実態などを注意深くフォロー。

- ・ 金融システムに与える影響の正確な理解や不透明感の除去のため、先進的開示事例を踏まえて、金融機関の証券化商品等の保有額等を公表(平成20年6月、9月、11月、平成21年3月、6月)。

- ・市場流動性が低下する状況等も勘案した適切なストレステストの実施や、証券化商品等の投資において裏付となる資産内容、価格変動状況の把握など、金融機関のリスク管理の留意点の検証に努め、監督指針に反映(平成20年8月)。

また、地域経済・中小企業等を取り巻く厳しい環境を踏まえ、きめ細かな実態把握や、中小企業等への金融の円滑化を図るための施策を速やかに実施。これらを通じて、金融機関による適切な金融仲介機能が維持されるよう努力。

- ・全国各地に幹部職員を派遣し、中小企業等からヒアリング調査を実施(平成20年8月)するとともに、中小企業庁と合同で、全国各地で中小企業者との意見交換会を開催するなどの実態把握を実施。
- ・金融機関が安心して資金供給できる環境整備に向けた施策を実施(改正金融機能強化法の迅速な施行、貸出条件緩和債権に該当しない場合の取扱いの拡充、自己資本比率規制の一部弾力化等)。
- ・**「金融円滑化のための新たな対応」を公表(平成21年3月)し、公的資本に係る配当率を平時の水準に設定するなど金融機能強化法の活用を促すとともに、平成21年4月から金融円滑化のための集中検査を実施。**

(2) 内外の経済・金融情勢が大きく変化する中、金融機関の経営に深刻な影響を及ぼし得る重要なリスクに焦点をあてたメリハリのある検査を実施。

- ・証券化スキームなどを利用した複雑な形態の貸出等の増加や、中小企業の実態を踏まえた適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が求められている状況を踏まえて、「各種貸出・金融商品の実態に応じた適切なリスク管理態勢の構築」や「円滑な中小企業・地域金融に向けた対応」などを検査基本方針において重点事項化。(再掲)
- ・重要でないリスクに係る金融機関の事務負担を軽減するため、小規模で業務が限定されている金融機関への簡易検査を導入。

### 3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視

(1) 金融商品取引法等の一部を改正する法律において、ファイアーウォール規制を見直すとともに、金融機関に対して利益相反管理体制の整備を求め、個々の状況に応じた自主的な規律付けを求める枠組みを導入。(再掲)

(2) 金融商品取引法等の一部を改正する法律において、課徴金の加算・減算制度を導入。自主的なコンプライアンス体制の構築の促進・再発防止に向けたインセンティブ付与の観点から、一定の違反行為の早期申告者には課徴金を減額。また、違反行為の抑止の観点から、違反行為を繰り返す者には課徴金を加算。

(注) 課徴金の加算・減算制度は、監督対象先に対する規制ではなく、個人投資家を含む市場参加者全般を対象としている。

- (3) 経営改善に向けたインセンティブを高めることを目的とする検査評価制度に係る取り組みを充実。
  - ・ 金融機関の優れた取組み・創意工夫は検査で積極的に評価し、検査評価に明確に反映。
  - ・ 新たに「A評価」事例を事例集により周知。
  - ・ 金融検査評価結果の分布状況の公表において、「A評価」と「B評価」を追加。
- (4) 経済情勢の変化を踏まえた地域金融機関の対応等の好事例を紹介し、地域密着型金融の一層の推進に向けた金融機関のインセンティブに配慮。**平成 20 年度の顕彰事例を中心に「地域密着型金融に関する取組み事例集」を取りまとめ、公表(平成 21 年 3 月)。**
- (5) パーゼルⅡ(自己資本比率規制)におけるリスク管理高度化に向けたインセンティブに配慮し、先進的内部格付手法の承認審査を実施。承認を受けた各金融機関が、リスク管理の高度化に向けた自主的な取組みを更に機能させ、企業の経営実態や特性に応じたリスクテイク・リスク管理をきめ細かく行うことを通じ、適切な金融仲介と健全性の維持とが好循環をもって実現していくことを期待。
- (6) 金融機関の CSR(企業の社会的責任)を重視した取組みの状況や具体的事例について調査を行い、その結果を公表(平成 21 年3月)。各金融機関が他の機関の具体的取組み等を参照し、今後の取組みに活かすことで、利用者等の利便性向上に資することを期待。

#### 4. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

- (1) 検査マニュアルを改定し、「重要なリスクに焦点をあてた検証」、「問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の検証」、「検査結果に対する真の理解(納得感)」など、検査官が金融検査を行う際に配慮すべき事項を明記(平成 20 年8月)。**また、検査の中立性・公平性・透明性の向上を図り、検査結果に対する真の理解を得るため、検査官と被検査機関が十分な議論を尽くした上でも認識に相違がある場合に、被検査機関が意見を申し出る「意見申出制度」に関し、意見申出審理会メンバーの外部専門家を4名から10名に増員(平成 21 年1月)するとともに、意見申出に係る申出期間を原則として立入終了後3日以内から2週間以内に延長(平成 21 年4月)。**
- (2) 厳しさを増す景気情勢や金融商品の内在リスクを適切に管理する必要性の高まりなど、

金融機関を取り巻く環境を踏まえて、平成 20 事務年度の行政対応における重点項目を明確化。

- ・ 検査基本方針では、「各種貸出・金融商品の実態に応じた適切なリスク管理態勢の構築」や「円滑な中小企業・地域金融に向けた対応」などを重点項目化。(再掲)
- ・ 監督方針では、厳しい経済状況の下、金融機関がリスクテイクとリスク管理をきめ細かく行い、円滑な資金供給と自らの財務の健全性の維持とが、好循環をもって実現していくことが重要であることを踏まえ、「金融機能の発揮と利用者の安心・利便」や「リスク管理と金融システムの安定」などを重点項目化。

**(3) 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 20 年 6 月成立)及び関連政令、内閣府令によるファイアーウォール規制の見直しを受けて、「主要行等向けの総合的な監督指針」等を改正し、利益相反管理体制の整備に関する監督上の着眼点等を定めるなど、法令等遵守にかかる監督上の着眼点を明確化。**

**(4) 内部統制報告制度の円滑な実施のために、全国各地で説明会を開催するとともに、新興市場に上場している企業を対象にアンケートを実施(平成 20 年 8 月、平成 21 年 2 月)。「内部統制報告制度に関する Q&A」に、新たな質問・回答を再追加(平成 21 年 4 月)。**

**(5) 金融商品取引法の公開買付制度に係る法令解釈の明確化を図るため、「株券等の公開買付けに関する Q&A」を取りまとめ、公表(平成 21 年 7 月)**

## II. 当面の 5 つの取組みについて

### 1. 金融機関等との対話の充実

地域経済・中小企業を取り巻く厳しい状況等を踏まえて、新たに全国各地の中小企業者、中小企業団体との直接の対話を開始。

- (1) 中小企業金融の実態を把握するため、金融庁幹部職員を全国各地に派遣し、51 の中小企業・団体からヒアリング調査を実施(平成 20 年 8 月)。各都道府県の商工会議所等を対象に中小企業の業況、資金繰りの状況等に関するアンケート調査を実施(平成 20 年 8 月、11 月、平成 21 年 2 月、5 月)。中小企業庁と合同で、全国 153 か所において、中小企業者等との意見交換会を実施(平成 20 年 10 月～平成 21 年 2 月、以後も継続中)。
- (2) 主要行等の決算ヒアリングや検査モニターを拡充。市場関係者や金融機関代表者との意見交換会も積極的に実施。

## 2. 情報発信の強化

- (1) 現下の世界的な金融情勢や我が国の取組み等について、講演・スピーチや報道機関のインタビューを積極的に活用し、金融庁の考え方や施策を紹介。
- (2) ウェブサイトにおける英文での報道発表や日本語との同時公表が増加。
- (3) 中小企業金融の円滑化のために、検査基本方針や検査マニュアルの周知など全国各地で様々な説明会を開催。

## 3. 海外当局との連携強化

- (1) G7や首脳会合(サミット)など首脳・閣僚レベルの国際会議において、90年代のバブル崩壊以降、金融安定化の問題に取り組んできた我が国の経験と教訓を活かした発信を実施(平成20年6月:世界経済フォーラム東アジア会合、10月:G7、11月:ワシントン・サミット、平成21年2月:G7、4月:ロンドン・サミット、G7、6月:G8財務大臣会合)。
- (2) 首脳・閣僚レベル以外でも、世界的な市場の混乱を受けて様々な国際会議や国際機関において、金融安定化等の観点から、活発な議論や検討が進められており、各国当局と連携しつつ、こうした国際的な議論に積極的に参加。また、金融機関の国際的な活動や金融取引のグローバル化に応じて、海外監督当局との連携を強化。
  - ・ 平成20年4月のFSF(金融安定化フォーラム)報告書において示された提言のうち、当局が対応すべきとされた課題や、ワシントン行動計画等について、着実に実施。
  - ・ **FSF 報告書や首脳会合の合意を受けた、バーゼル銀行監督委員会、IOSCO(証券監督者国際機構)、IAIS(保険監督者国際機構)等における取組みに積極的に参加。**
  - ・ 主要国の監督当局で構成され、主要な巨大複合金融機関について設置されている Senior Supervisors Group(SSG)に5月に加わり、各国海外当局との意見交換・情報交換を実施。
  - ・ 我が国の大手金融機関について、海外の主要な関係当局をメンバーとする監督カレッジを設置。
  - ・ **海外当局との定期協議等を拡充(タイ・フィリピンとの二国間協議、EUとの保険対話を新たに開始)。**
  - ・ 金融庁を含む当局から構成され、IASCF(国際会計基準委員会財団)の説明責任強化のために設置されたモニタリングボードが、IASCFとの初回会合を開催(21年4月)。
  - ・ **市場の公正性・透明性を確保するため、信用格付業者への公的規制を導入し、国際的に協調した規制・監督の枠組み整備を推進(金融商品取引法等の一部を**

改正する法律が平成 21 年 6 月に成立)。

#### 4. 調査機能の強化による市場動向の的確な把握

- (1) 平成 20 年 7 月にリスク分析参事官室を設置し、金融機関を取り巻く指標の収集・分析及び金融機関の実務者層・市場関係者との意見交換等を通じて、マーケット動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把握するなど、リスク分析の高度化を推進。検査部局においても、各金融機関の規模・特性を踏まえた重要なリスクの把握に努め、分析した情報を実際の検査での検証において活用。
- (2) 日本銀行と連携しつつ、短期金融市場、社債・CP市場等の情勢の把握に注力。把握した情報等は庁内で共有。
- (3) 金融機関の融資に関する大臣直通の情報受付窓口(金融円滑化「大臣目安箱」)を開設し、届けられた情報を検査・監督に反映。中小企業庁とも、中小企業金融に関する情報を共有。

#### 5. 職員の資質向上

- (1) 平成 20 年 7 月の異動期において、キャリアパスに関するアンケート結果に配慮した任用や専門性が求められる部署に若手職員を配属させ育成を目指すなど、専門性に資する任用体制の確立に向けた取組みを実施。
- (2) 専門性の習得や国際性の涵養を図るべく、庁内の研修を改善するとともに、海外政府機関・内外大学院・在外公館への派遣を拡大。
- (3) 検査部局においてシステムの専門家及び市場リスクの専門家の採用を拡大するなど、民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を積極的に採用。



## 2008年10月のG7以降に講じた市場安定化・金融円滑化のための主な措置

2008年 10月10日	○ G7が行動計画を発表
10月14日	○ 中川財務・金融担当大臣談話を発表 ・ 自社株買い規制の緩和(府令改正・施行) ・ 取引所による空売り情報開示の拡充
10月15日	・ 銀行等保有株式取得機構及び預金保険機構が保有する株式の市中売却の一時凍結
10月16日	・ 金融円滑化「大臣目安箱」を設置
10月24日	・ 金融機能強化法等改正案を国会に提出(12月12日:成立、12月16日:公布、12月17日:施行) ・ 保険業法改正案を国会に提出(12月12日:成立、12月16日:公布・施行)
10月27日	○ 総理より中川大臣・与党政調幹部へ指示 ・ 従業員持株会による株式取得の円滑化(日本証券業協会に要請) ・ 銀行の株式保有制限の弾力的運用(Tier I 自己資本を超えた場合でも、承認により保有を認める) ・ 「空売り規制の強化について」を公表 - 売付けの際に株の手持てがなされていない空売りの禁止(10月28日:政令改正、10月29日:府令改正・告示制定、10月30日:施行) - 一定規模以上の空売りポジションの報告・公表(10月28日:政令改正、10月31日:府令改正・告示制定、11月7日:施行)
10月28日	・ 企業会計基準委員会が、公正価値(時価)の算定方法に関する実務対応報告を公表 - 日本公認会計士協会から各監査法人に周知 - 金融庁は、20事務年度検査基本方針を改定
10月29日	・ 信用保証協会の緊急保証制度開始を受け、中小企業金融円滑化の要請文を发出
10月30日	○ 「生活対策」を決定(新しい経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)
11月7日	・ 「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」を公表 - 監督指針及び検査マニュアルを改定(2009年2月10日:検査マニュアルに関するFAQを追加) - 中川大臣より検査・監督担当官に対し、当該施策の趣旨の徹底を文書にて指示 - 各金融団体に対し、条件緩和への対応を含め、中小企業の実態を踏まえた柔軟な対応に関する要請文を发出 ・ 銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化(その他有価証券の評価損益の取扱いを一部変更)を公表(11月13日:告示案の公表、12月12日:公布・施行)
11月15日	○ G20首脳会合(ワシントン・サミット)首脳宣言を発表
11月18日	○ 中川金融担当大臣談話を発表 ・ 自社株式取得に係るインサイダー取引規制に関するQ&Aを公表(11月25日:Q&Aを追加) ・ 空売りに係る確認手続等の明確化(府令改正案の公表、12月12日:公布、12月16日:施行) ・ 機関投資家等による適切な貸株運用の確保等に向けた周知
12月3日	・ 中小企業金融の円滑化に関する中川大臣、二階大臣等と金融機関代表者との意見交換会を開催
12月5日	・ 企業会計基準委員会が、金融商品の保有目的の変更に関する実務対応報告を公表
12月12日	○ 金融担当大臣談話「改正金融機能強化法の成立にあたって」を発表 ・ 中小企業金融の円滑化等に資する取組みとしての自己資本比率規制の一部改正(中小企業向け与信の信用保証協会枠の別枠化)を公表(12月26日:公布・施行)
12月17日	・ 年末金融の円滑化に向けた中川大臣等と金融機関代表者との意見交換会を開催
12月19日	○ 「生活防衛のための緊急対策」を決定(経済対策閣僚会議)
2009年 1月29日	・ 緊急保証制度が20兆円規模に拡大されたことに合わせ、中小・小規模企業に対する金融円滑化の要請文を发出
2月13日	・ 10月から2月にかけて実施した中小企業金融に関する意見交換会の結果の概要を公表
2月20日	・ 「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」に基づく貸出条件緩和の状況(20年7~9月期・10~12月期)を公表(6月5日:21年1~3月期を公表)
2月24日	・ 年度末金融の円滑化に向けた与謝野大臣、二階大臣等と金融機関代表者との意見交換会を開催
3月6日	・ 金融商品取引法等改正案及び資金決済法案を国会に提出(6月17日:成立、6月24日:公布)
3月10日	○ 「金融円滑化のための新たな対応について」を発表 〔 特別ヒアリング・集中検査の実施、緊急保証に係るリスクウェイトの見直し、コベナンツ対応の弾力化の促進、市場型間接金融(シンジケート・ローン等)の積極的活用への要請、金融機能強化法の活用促進 〕 ・ コベナンツ対応の弾力化の促進を図る観点から「貸出条件緩和債権関係Q&A」を改定(3月11日:コベナンツの変更・猶予に関する対応に関する要請文を发出)
3月11日	・ 市場型間接金融の積極的活用に関する要請文を发出
3月17日	・ 日本証券業協会が、「証券化商品の販売等に関する規則」等を公表
3月26日	・ 自己資本比率規制の一部改正(緊急保証に係るリスク・ウェイトの見直し(10%⇒0%))を公表(3月31日:公布・施行) ・ 継続企業の前提に関する注記に関し、国際的な整合性の確保のため、監査基準等の改訂案を公表(4月9日:確定)
3月27日	・ 金融機能強化法の活用促進を図るため、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を一部改正
4月2日	○ 第2回G20首脳会合(ロンドン・サミット)において首脳声明を発表
4月10日	○ 「経済危機対策」を決定(「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)
4月23日	・ リスク管理に係る着眼点に関して、「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正案を公表(6月8日:適用)
6月8日	・ 緊急保証制度が30兆円規模に拡大されたことに合わせ、中小・小規模企業に対する金融円滑化の要請文を发出

## 世界的な金融危機への金融関係の主な対応

項目	内容
<b>金融機能強化法の改正と活用促進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 国の資本参加を通じて、金融機関の金融仲介機能を強化することにより、厳しい状況に直面する地域経済・中小企業を支援することが目的(資本参加の申込期限:24年3月末まで、資本参加枠:2兆円⇒12兆円)</li> <li>➢ 金融機関に対するトップヒアリング等において本制度の活用の積極的な検討を要請。併せて、将来に備えて、優先株式の発行に係る定款変更の検討を要請</li> </ul>
<b>自己資本比率規制の一部弾力化等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 国際合意の範囲内で有価証券の評価損益の取扱いを一部弾力化</li> <li>➢ 中小企業向け与信(通常より低いリスク・ウェイト75%)の信用保証協会保証分の取扱いの見直し</li> <li>➢ 信用保証協会の緊急保証付き融資について、特例的にリスク・ウェイトを10%⇒0%</li> </ul>
<b>金融円滑化のための特別ヒアリング、集中検査の実施</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 年度末に向け、金融機関に対して、金融円滑化への取組み状況等について詳細なヒアリングを実施</li> <li>➢ ヒアリング結果等を踏まえ、金融円滑化のための集中検査を実施(4~6月) (検証対象) <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度末金融への取組み状況及び新年度入り後の信用供与の状況</li> <li>・中小企業向け融資、中堅・大企業向け融資及び個人向け融資(住宅ローン)</li> </ul> </li> </ul>
<b>貸出条件緩和債権に該当しない場合の取扱いの拡充等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「貸出条件緩和債権」に該当しないために必要とされる経営改善計画について、中小企業向け融資に関しては、計画完了までの期間をこれまでの3年から5年(進捗状況が良好な場合は10年)に拡充</li> <li>➢ コベンанツの変更・猶予を行っても、金利減免、元本返済猶予等を伴わない場合には、そのみで「貸出条件緩和債権」に該当しないことを、Q&amp;Aにおいて明確化</li> </ul>
<b>金融円滑化に向けた要請</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 中小企業金融円滑化に向けた文書による要請、金融機関代表者との意見交換会における要請</li> <li>➢ シンジケート・ローン等の積極的活用を金融機関に要請</li> </ul>

項目	内容
<b>空売り規制の強化等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 売付けの際に株の手当てがなされていない空売り(Naked Short Selling)の禁止</li> <li>➤ 一定規模(発行済株式総数の0.25%)以上の空売りポジションの報告・公表</li> <li>➤ 取引所による空売り情報開示の拡充(月次⇒日次)</li> </ul>
<b>自社株買い規制の緩和</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 自社株買い規制のうち、1日の買付数量の上限及び買付時間に係る規制を緩和 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1日の買付数量の上限: 直近4週間の1日当たり平均売買高の25% ⇒ 100%</li> <li>(2) 買付時間: 取引終了時刻の直前30分は禁止 ⇒ 適用せず</li> </ul> </li> </ul>
<b>金融商品会計の見直し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市場の流動性が枯渇した金融商品の公正価値(時価)の算定方法の明確化</li> <li>➤ まれな状況での債券の保有目的区分の変更(売買目的・その他有証⇒満期保有)の容認</li> </ul>
<b>「継続企業の前提に関する注記」の制度改善</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 従来は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、「注記」を行うことを求めてきたが、これらの事象や状況に対する経営者等の対応策等を勘案してもなお、継続企業の前提に関する重要な不確実性がある場合に限って、「注記」を求めることとする</li> <li>➤ 上記事象・状況等の存在について、「注記」とは別に、有価証券報告書における「事業等リスク」や「財政状態及び経営成績の分析」の欄において開示</li> </ul>
<b>銀行等保有株式取得機構の活用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 銀行等保有株式取得機構による株式買取りの再開(24年3月末まで)</li> <li>➤ 銀行に株式を保有されている事業法人から先行して銀行株を機構に売却することを可能とするなど、買取機能を強化</li> <li>➤ 機構が市中からの借入等を行うにあたっての政府保証枠20兆円を措置</li> <li>➤ 金融機関が保有する優先株(優先出資証券)、ETF及びJ-REIT、並びに事業法人が保有する金融機関の優先株(優先出資証券)を買取対象に追加</li> </ul>

平成 20 年 10 月 14 日

## 中川財務・金融担当大臣談話

1. 10 月 10 日の G7 では、各国があらゆる利用可能な手段を活用して断固たるアクションをとると合意し、これを 5 項目の行動計画にまとめた。私からは、主に、システム上のリスク回避のためいくつかの政策パッケージの中の重要な柱として、金融機関に対する公的資本注入が必要であること、IMF がこの危機に柔軟かつ積極的に対応していかなければならず、必要ならば、日本も IMF への資金貢献を行う用意があることを申し上げた。
2. 我が国の金融システムは相対的に安定しており、セーフティネットも十分に整備されているが、最近の急激な株価下落が我が国の金融や実体経済に与える影響については、高い警戒水準の下でこれをフォローしていく。総理からのご指示を踏まえ、当面、以下の必要な対策を迅速に講ずる。
  - (1) 市場安定の観点から、自社株買い規制の緩和を直ちに実施する。
  - (2) 取引所による空売り情報開示の拡充などを早急に検討・実施する。
  - (3) 政府等が保有する株式売却について、市中売却の一時凍結を検討・実施する。また、日本銀行においても、その保有株式について同様の検討を行うことを期待する。
3. G7 行動計画を具体化するための措置の一環として、地域金融の円滑化の観点から、金融機能強化法の強化・活用により、地域金融機関による中小企業金融の円滑化を図ることを早急に検討する。

また、保険契約者保護を目的とした生命保険会社のセーフティネットについて、平成 21 年 4 月以降も政府補助を引き続き可能とする措置を検討する。
4. 中小企業金融については、これまでも中小企業庁と連携しつつ、きめ細かい実態把握に努めるなどの対応をしてきているが、この度改めて 10 月 15 日(水)に、金融機関の代表者を集めて、金融円滑化に向けた要請を行う。

今後さらに、情勢の変化があれば、適時適切に対応できるよう、常にあらゆる対応策を検討していきたい。
5. 追加の経済対策については、現在、与党内において取りまとめに向けた検討が行われているところである。政府としては、与党の対策が取りまとまり次第、それをしっかりと受け止め、対応してまいりたい。

(以上)

平成 20 年 11 月 18 日

金融庁

## 中川金融担当大臣談話

---

1. 現下の株式市場の動向等を踏まえ、以下の措置を講じることとしたい。
  - (1) 自社株式取得に係るインサイダー規制に関し、上場会社が自社株を取得する際に信託や投資一任契約を利用した場合の規制の適用の有無について、明確化の要望が寄せられている。  
これに対応するため、金融庁・証券取引等監視委員会連名のQ&Aを公表し、明確化を図ることとする。
  - (2) 空売り規制に関しては、既に、空売りに係る確認義務や、株の手当てのない空売り禁止の措置が講じられているところであるが、これらについて一層の実効性を確保するため、証券会社における確認手続等について、法令上明確化を図ることとする。
  - (3) 空売りに不可欠となる貸株の適正な運用等を確保するため、関係団体等を通じて、機関投資家等に対して、一連の空売り規制の強化に関し周知を図ることとする。
2. これらについては、実施できるものから速やかに実施に移すよう指示している。具体的には、
  - ・ 自社株式取得に係るQ&Aについては本日中に公表、
  - ・ 空売りに係る法令上の手当て(内閣府令の改正)については、本日中にもパブリックコメント手続を開始し、パブリックコメント手続終了後、速やかに公布・施行、
  - ・ 貸株の適正な運用等についても、本日以降、速やかに関係団体等に通知、することとしたい。

平成 20 年 12 月 12 日

## 金融担当大臣談話

### (改正金融機能強化法の成立にあたって)

---

1. 本日、改正金融機能強化法が国会で成立しました。ここに至るまでの関係各位のご尽力に対し、深く感謝申し上げます。
2. これまで、金融システムの安定性強化に万全を期す観点等から、自己資本比率規制の一部弾力化、貸出条件緩和債権に該当しない場合の取扱いの拡充、緊急保証制度の開始に伴う信用保証協会と金融機関との一層の連携の要請等、様々な措置を講じてきました。  
金融庁としては、地域経済及び中小企業の状況がさらに厳しさを増す中、金融機関が適切かつ積極的な資金供給を行い、借り手企業が期待する金融仲介機能を十分果たしていけるよう、あらゆる努力を傾注してまいります。
3. 本日成立した改正金融機能強化法については、来週中には施行すべく、政令・内閣府令等の整備を一気呵成に進めます。また、全国各地で金融機関向けの説明会を開催し、本制度について周知を図るとともに、関係団体等に対し、本制度の活用の検討について積極的に呼びかけを行ってまいります。  
また、この機会に、金融機関の自己資本比率規制についても、信用保証協会による保証付融資の取扱いなどにつき、実態に即した見直しを行います。  
これらは、金融機関が安心して資金供給できる環境を更に整備するものです。
4. これらの措置も踏まえ、各金融機関におかれては、改めて中小企業向け融資への積極的な取組みに尽力されるよう、強く期待します。
5. 金融庁としては、金融機関及び利用者の皆様のご理解とご協力を得ながら、これらの措置を真に実効あるものとするため、引き続き、全力で取り組んでまいります。

## 金融円滑化のための新たな対応について

平成 21 年 3 月 10 日  
金 融 庁

世界の景気が急速に悪化する中で、中小企業はもとより、中堅・大企業の業況も厳しさを増している。このような状況を踏まえ、企業金融等の円滑化に向けて、以下の措置を講ずることとする。

### I 金融円滑化のための特別ヒアリング、集中検査の実施

- ① 年度末に向け、金融機関に対して、金融円滑化への取組み状況等について詳細なヒアリングを実施中。
- ② 上記のヒアリング結果を踏まえ、主要行等に対して金融円滑化に向けた集中検査を実施する(原則として4～6月に実施)(別紙参照)。

(検証対象)・年度末金融への取組み状況及び新年度入り後の信用供与の状況  
・中小企業向け融資、中堅・大企業向け融資及び個人向け融資(住宅ローン)

### II 緊急保証に係るリスクウエイトの見直し

信用保証協会の保証付き融資については、現在、自己資本比率規制上のリスクウエイトが10%とされているが、このうち、緊急保証付き融資については、特例的にリスクウエイトを0%とする。

### III コベンツ対応の弾力化の促進

- ① コベンツ(借り手に対して一定の純資産の維持等を義務付ける条項)の変更・猶予を行っても、金利減免、元本返済猶予等を伴わない場合には、そのみで「貸出条件緩和債権」に該当しないことを、Q&Aにおいて明確化する。
- ② 現下の状況に鑑み、コベンツを機械的・形式的に取り扱わないよう、金融機関に対して要請する。

#### IV 市場型間接金融（シンジケート・ローン等）の積極的活用の要請

直接金融の機能低下と間接金融へのシフトを踏まえ、リスク分散を図ることにより資金供給を促進する観点から、シンジケート・ローン等の積極的活用を金融機関に対して要請する。

#### V 金融機能強化法の活用促進

- ① 公的資本の商品性について、金融仲介機能を平時に復するという制度の趣旨を踏まえ、配当利回り等は平時の水準に設定する。
- ② 経営強化計画の「業務粗利益経費率（OHR）」については、計画終期の実績が計画始期の水準を上回った場合であっても、機械的に監督上の措置を講じることはない旨を、監督指針に明記する。
- ③ 金融機関に対するトップヒアリング等において、金融機能強化法の活用の積極的な検討を要請する。併せて、将来に備えて、優先株式の発行に係る定款変更の検討を要請する。



(別紙)

## 金融円滑化のための集中検査

### 1. 概要

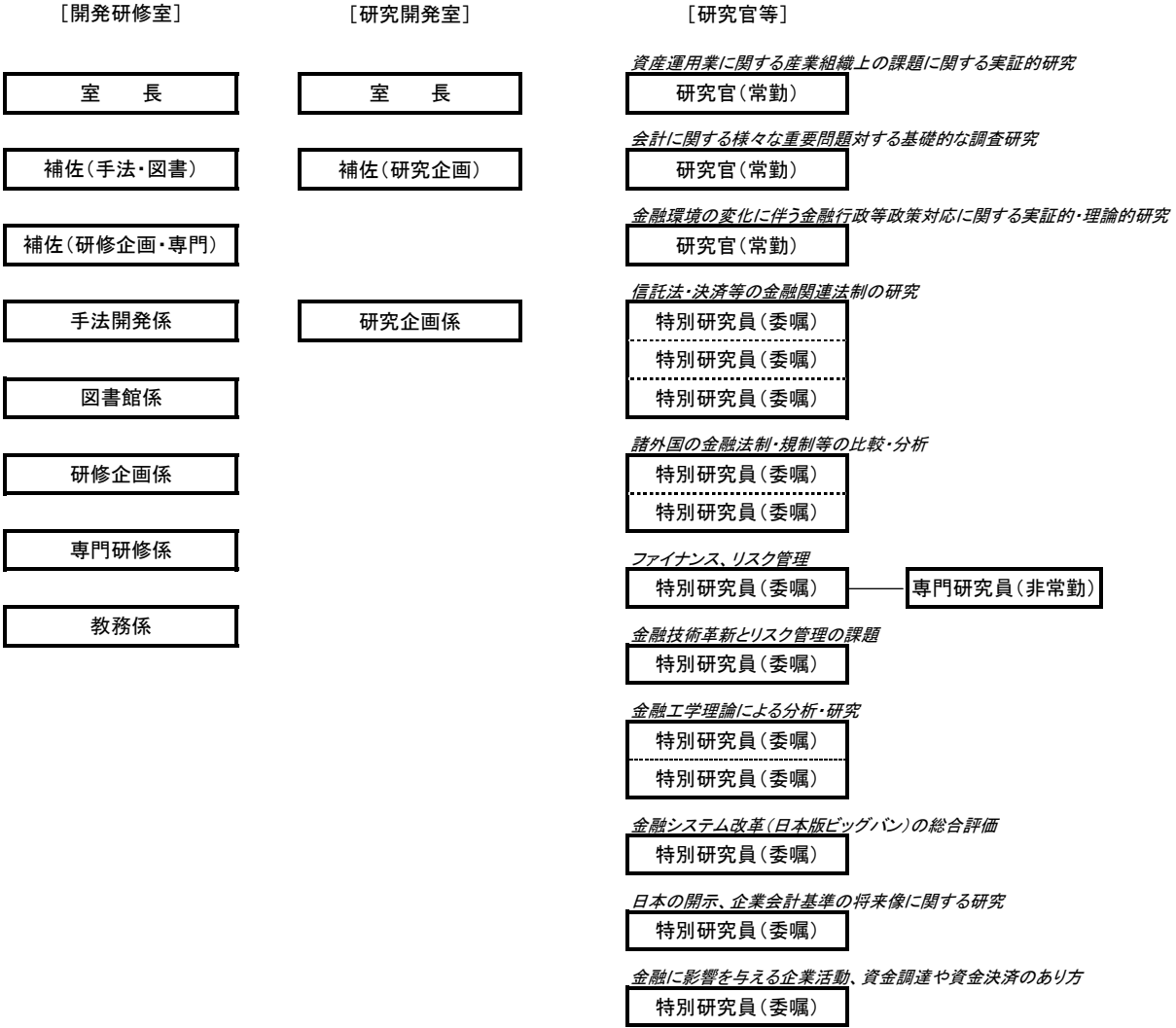
- (1) 実施内容 監督部局が実施するオフサイトの特別ヒアリングの結果を踏まえ、金融仲介機能が十分に発揮されているか、貸し渋り・貸し剥しが行われていないか、を短期集中的に検証（立入検査）
- (2) 対象先 主要行及び苦情の著しく多い地域金融機関等
- (3) 立入現場 金融機関の本部及び営業現場（支店等）
- (4) 実施時期 4月～6月
- (5) 検証対象
  - ① 年度末金融への取組み状況及び新年度入り後の信用供与の状況
  - ② 中小企業向け融資、中堅・大企業向け融資及び個人向け融資（住宅ローン）

### 2. 実施上の運営方針

- (1) 各金融機関が経営判断で決すべき個別案件の是非には介入しない。
- (2) 金融機関において、適切なリスク管理をベースとして、円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が構築されているか検証する。
- (3) 対話重視のベター・レギュレーションの原則を踏まえ、金融機関と十分な双方向の議論を行う。

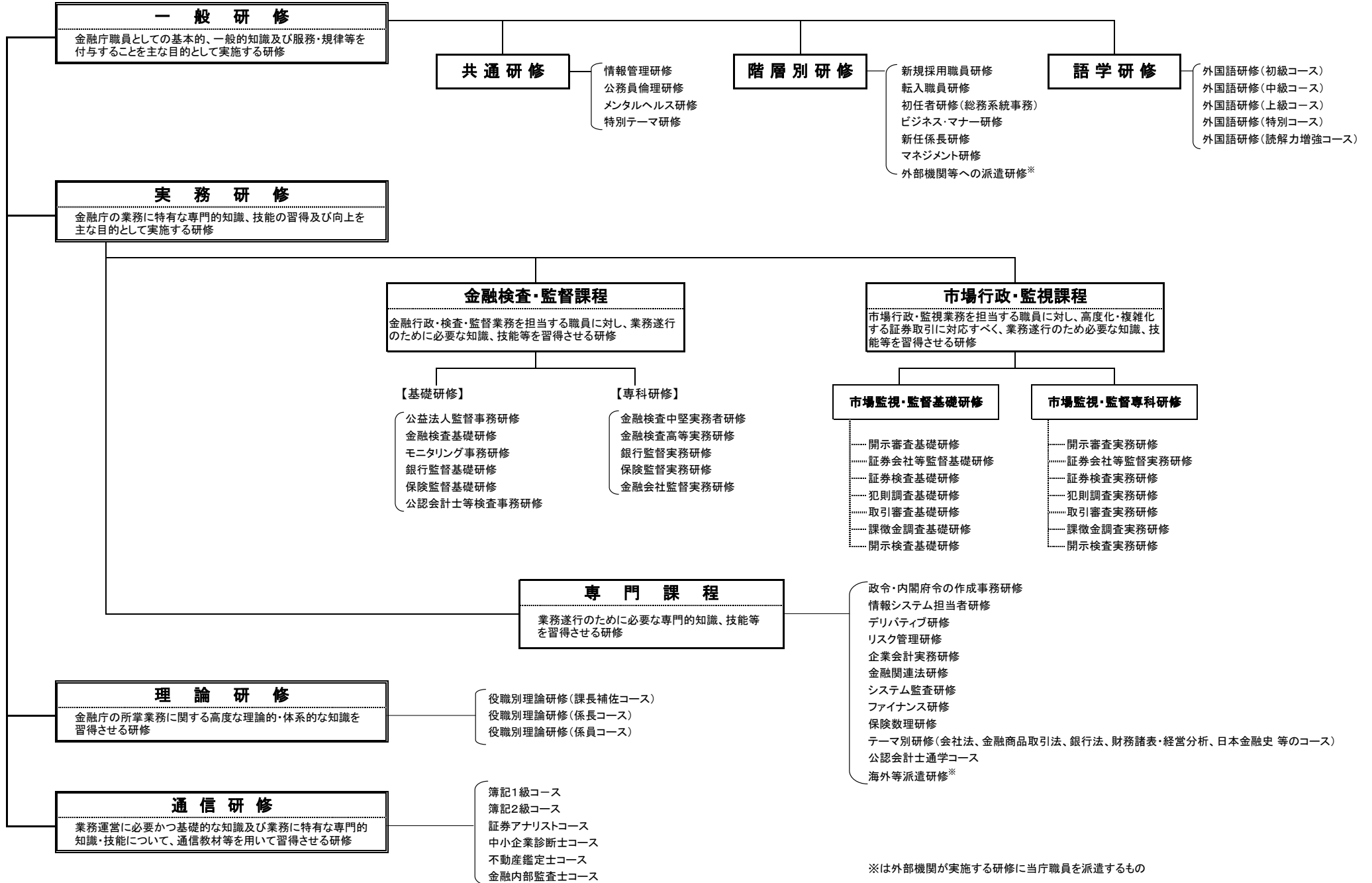
以上

センター長（吉野直行 慶応義塾大学経済学部教授）  
副センター長（総務企画局企画課長）  
副センター長（政策課政策調整室長）



※ 研究官は、任期付職員法に基づき、任期(当初2年間)を定めて外部より採用している。

平成20年度 研修計画体系図



## 平成20事務年度（平成20年7月～21年6月）研修実施状況

(H21. 6. 30現在)

区分	研修名（コース名）	目的	実施月	
一般研修	共通研修	情報管理研修	行政文書管理、個人情報管理、情報セキュリティに関する基本的知識の付与	9月・10月・1月・3月・4月
		公務員倫理研修	公務員倫理の涵養等	10月・2月
		メンタルヘルス研修	メンタルヘルス、セクシャルハラスメントの防止に関する基本的知識の付与	8月・9月・10月・11月・12月・1月
	階層別研修	新規採用職員研修（Ⅰ種）	金融庁職員として必要最低限の基礎的知識及び金融知識の付与	4月
		新規採用職員研修（Ⅱ種）		4月～5月
		新規採用職員研修（Ⅲ種）		4月～5月
		転入職員研修	金融庁で勤務していく上で必要な基本的・一般的知識の付与	7月・8月・10月・1月・4月
		初任者研修（総務系統事務）	総務・経理事務担当者として必要な基本的知識の付与	8月
		ビジネス・マナー研修	社会人として相応しい接遇等の知識の付与	9月
		新任係長研修	役付職員としてのリーダーシップ等基本的知識の付与	8月
		外部機関等への派遣研修	調和のとれた人材を育成していくための社会的識見の付与	
	語学研修	外国語研修		
		（初級コース）	外国語（英語）に関する語学力の維持・向上	10月・1月・5月期 （各期3か月間）
		（中級コース）		
		（上級コース）	海外監督当局との折衝などに必要な実践的な語学（英語）力の維持・向上	
		（特別コース）	外国語（英語）に関する基礎的知識の付与、及び総合的な英語力のボトムアップ	10月期（3か月間）
	（読解力増強コース）	特に英文を要約するための読解力の向上	10月・1月・5月期 （各期3か月間）	
	理論研修	役職別理論研修		
		（課長補佐コース）	金融業務に関する高度の理論的・体系的な知識の付与	9月
（係長コース）		9月		
（係員コース）		8月～9月		
通信研修	簿記1級コース	日商簿記1級レベル相当の知識の付与	10月～	
	簿記2級コース	日商簿記2級レベル相当の知識の付与	10月～	
	証券アナリストコース	証券アナリスト（1次レベル）相当の知識の付与	10月～	
	中小企業診断士コース	中小企業診断士（1次レベル）相当の知識の付与	10月～	
	不動産鑑定士コース	不動産鑑定士（短答式試験レベル）相当の知識の付与	10月～	
	金融内部監査士コース	金融機関における内部監査の導入・実施にあたり不可欠な専門知識とスキルの付与	10月～	
実務研修	金融検査・監督課程	公益法人監督事務研修	公益法人の監督に関する基礎的知識の付与	9月
		モニタリング事務研修	金融機関のモニタリングに係る分析手法等に関する基礎的知識の付与	9月
		銀行監督基礎研修	預金取扱金融機関の監督に関する基礎的知識の付与	7月
		保険監督基礎研修	保険会社等の監督に関する基礎的知識の付与	7月
		公認会計士等検査事務研修	公認会計士等検査に関して必要な専門的知識の付与	7月

平成20事務年度（平成20年7月～21年6月）研修実施状況

(H21. 6. 30現在)

区分	研修名（コース名）	目的	実施月			
実務研修	金融検査・監督課程	金融検査基礎研修	金融検査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月・1月		
		金融検査中堅実務者研修	金融検査に関する専門的知識・スキルの付与	7月・1月		
		金融検査高等実務研修	金融機関の経営実態把握及び検査班のマネジメント等に必要知識・スキルの付与	7月・1月		
		銀行監督実務研修	預金取扱金融機関の監督に関する専門的知識の付与	8月		
		保険監督実務研修	保険会社等の監督に関する専門的知識の付与	8月		
		金融会社監督実務研修	金融会社の監督に関する専門的知識の付与	10月		
実務研修	市場行政・監視課程	市場監視・監督基礎研修	市場監視・監督事務を遂行するうえで必要な基礎的知識の付与	7月・1月		
		開示審査基礎研修	企業内容開示審査事務に関する基礎的知識の付与	7月		
		証券会社等監督基礎研修	証券会社、取引所等の監督に関する基礎的知識の付与	7月		
		証券検査基礎研修	証券検査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月		
		犯則調査基礎研修	犯則調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月		
		取引審査基礎研修	取引審査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月		
		課徴金調査基礎研修	課徴金調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月		
		開示検査基礎研修	有価証券報告書等検査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月		
		市場監視・監督専科研修	市場監視・監督業務を遂行するうえで必要な専門的知識の付与	7月・1月		
		開示審査実務研修	企業内容開示審査事務に関する専門的知識の付与	11月		
		証券会社等監督実務研修	証券会社、取引所等の監督に関する専門的知識の付与	8月		
		証券検査実務研修	証券検査に必要な専門的知識・スキルの付与	7月・12月		
		犯則調査実務研修	犯則調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	8月・1月		
		取引審査実務研修	取引審査に必要な専門的知識・スキルの付与	10月・1月		
		課徴金調査実務研修	課徴金調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	7月		
		開示検査実務研修	有価証券報告書等検査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	7月		
		国際財務報告基準（IFRS）研修	国際財務報告基準（IFRS）に関する基礎及び専門的知識の付与	8月		
		専門課程	専門課程	政令・内閣府令の作成事務研修	政令等の改正事務に関する基礎的・専門的知識の付与	8月・11月
				情報システム担当者等研修	庁内各システムの開発・運用に必要なIT関連の基礎的・専門的知識の付与	8月・12月
デリバティブ研修	デリバティブに関する入門・基礎レベルの知識からリスク管理等の応用レベルの知識まで、広範囲な知識の付与			8月・1月～3月・3月		
リスク管理研修	金融機関等のリスク管理に関する必要な知識の付与			10～11月・3月		
企業会計実務研修	会計制度に関する基礎的・専門的知識の付与			8月・11～12月		
金融関連法研修	金融行政を遂行する上で必要な関連法に関する基礎的・専門的知識の付与			8月・12月		
システム監査研修	金融機関等のシステム監査に関する基礎的知識の付与			12月		
ファイナンス研修	ファイナンスに関する基礎及び専門的な幅広い知識の付与			10～12月・1～3月		
保険数理研修	保険数理に関する基礎及び専門的な幅広い知識の付与			1～3月		

平成20事務年度（平成20年7月～21年6月）研修実施状況

(H21. 6. 30現在)

区分	研修名（コース名）	目的	実施月
実務研修	テーマ別研修		
	（会社法コース）	各テーマに関する基礎及び専門的な幅広い知識の付与	5月～6月
	（財務諸表・経営分析コース）		
	（銀行法コース）		
	（金融商品取引法コース）		
	（日本金融史コース）		
海外等派遣研修	業務に必要な知識の付与	9月	

## 検査局主催研修の実施状況(20検査事務年度)

研修名等	目的・内容	実施月
夏期階層別研修 冬期フォローアップ研修	全検査官を対象として、経験年数に応じたカリキュラム・検査に当たっての心構え等を織り込んだ研修及びフォローアップを実施した。	7月～8月
模擬査定研修	研修生を検査官役、ベテラン検査官を支店長役として、教材となるラインシートに基づき、模擬の資産査定業務を経験させることによって、経験の浅い検査官の資産査定に関する能力の向上を図る。	8月
ユニット研修	業態毎に金融検査の実施において必要な実践的知識等の習得を目的とする。	7月～8月
検査局夏期全体研修	検査局職員に対し、検査上の心構え等の啓蒙を目的とする。	8月
春期研修 秋期研修	検査現場でのOJTを補完することを目的として、少人数の班編成による意見交換会形式の研修を実施した。	9月・11月・4月
転入者研修	金融検査に必要な基礎的な知識・実務の習得を図る。	7月・8月・9月・11月・1月・4月

## 【記者会見等の実施回数等】

## 1. 大臣会見回数 101回

(注) 金融担当大臣は、平成20年9月25日以降、財務大臣を兼務しており、さらに、平成21年2月17日以降は経済財政政策担当大臣をも兼務しているが、上記記者会見回数には、財務大臣及び経済財政政策担当大臣としての記者会見は含まない。

(重要な報道発表等に係る大臣記者会見)

平成20年8月1日(金)	閣議後記者会見(内閣改造)
平成20年8月2日(土)	初閣議後記者会見
平成20年9月24日(水)	閣議後記者会見(内閣総辞職)
平成20年9月25日(木)	初閣議後記者会見
平成20年10月27日(月)	「生活対策」に係る記者会見
平成20年12月12日(金)	「生活防衛のための緊急対策」に係る記者会見
平成21年3月10日(火)	「金融円滑化のための新たな対応」に係る記者会見 (経済財政諮問会議後記者会見時に実施)

2. 長官会見 49回  
 3. 記者ブリーフ回数 49回  
 4. 報道関係者・市場関係者との意見交換会回数 2回



## 平成20事務年度政府広報実績

	媒体（広報実施時期）		テーマ
新聞	突出し広告	一般紙（10月6日：読売、7日：北海道、東京・中日、西日本、8日：産経、9日：毎日、10日：地方65紙、11日：朝日、12日：日経）	株券電子化
	突出し広告	一般紙（12月16日：産経、17日：朝日、18日：北海道、東京・中日、西日本、19日：読売、21日：毎日）	多重債務者対策
テレビ	定時番組	峰 竜太のナッ得！ニッポン（BS朝日：9月5日放送）	株券電子化
	定時番組	そこが聞きたい！ニッポンの明日（フジテレビ：9月14日放送）	中小企業金融の円滑化
	定時番組	そこが聞きたい！ニッポンの明日（フジテレビ：9月21日放送）	中小企業金融の円滑化
	定時番組	キク！みる！（フジテレビ：10月3日放送）	株券電子化
	定時番組	ご存知ですか～くらしナビ最前線～（日本テレビ：10月3日放送）	株券電子化
	定時番組	MY JAPAN（CS朝日ニュースター：2月28日放送）	中小企業金融の円滑化
	定時番組	ご存知ですか～くらしナビ最前線～（日本テレビ：4月3日放送）	多重債務者対策
	定時番組	中西 哲生のJust Japan（テレビ神奈川：4月4日放送）	株券電子化
ラジオ	定時番組	栗村 智のHAPPY!ニッポン！（ニッポン放送：10月11日放送）	株券電子化
	定時番組	中山 秀征のBeautiful Japan（FM東京：4月4日放送）	多重債務者対策
	定時番組	栗村 智のHAPPY!ニッポン！（ニッポン放送：5月23日放送）	振り込め詐欺救済法
出版物	定期刊行物	Cabiネット 10月号	株券電子化
インターネット	インターネットテキスト広告	NIKKEI NET（9月29日～10月5日）	株券電子化
	インターネットテキスト広告	MSN産経（9月29日～10月5日）	株券電子化
その他	政府広報オンラインお役立ち記事	平成20年10月から掲載	振り込め詐欺救済法
	政府広報オンラインお役立ち記事	平成20年12月から掲載	多重債務者対策

## 意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）実施一覧

平成20事務年度（平成20年7月～平成21年6月）

（金融庁ウェブサイトより抜粋）

公表日	案件名	締切日
21.6.30	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	21.7.30
21.6.19	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	21.7.21
21.6.12	「外国監査法人等に対する検査監督の考え方(案)」の公表について	21.7.13
21.5.29	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	21.6.29
21.5.27	口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令(案)の公表について	21.6.26
21.5.19	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	21.6.18
21.5.19	「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂について」(公開草案)の公表について	21.6.17
21.5.18	「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	21.6.17
21.5.8	「事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係 13 指定信用情報機関関係)(案)」の公表について	21.6.8
21.5.8	「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	21.6.8
21.4.28	「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	21.5.29
21.4.28	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正(案)の公表について	21.5.29
21.4.28	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	21.5.29
21.4.23	「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	21.5.25
21.3.31	利益相反管理態勢の整備等に関する検査マニュアルの一部改定(案)の公表について	21.4.30
21.3.31	「平成21年度金融庁政策評価実施計画」の策定などについて	21.6.30
21.3.27	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	21.4.6
21.3.26	「監査基準の改訂について」(公開草案)の公表について	21.4.3
21.3.18	「船主相互保険組合法施行規則等の一部を改正する内閣府令案等」の公表について	21.3.24
21.2.26	保険会社向けの総合的な監督指針等の一部改正(案)の公表について	21.3.30
21.2.26	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正(案)の公表について	21.3.30
21.2.25	「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	21.3.26
21.2.25	「社債、株式等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」の公表について	21.3.5
21.2.13	「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	21.3.16
21.2.10	「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	21.3.13
21.2.10	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	21.3.11
21.2.6	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	21.3.9

公表日	案件名	締切日
21.2.4	「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」の公表について	21.4.6
21.1.19	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	21.2.18
20.12.12	「『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について」（財務諸表等規則ガイドライン）の一部改正（案）」の公表について	20.12.17
20.11.18	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について	20.11.25
20.11.14	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「保険会社向けの総合的な監督指針」、「少額短期保険業者向けの監督指針」及び「金融コングロマリット監督指針」の一部改正（案）の公表について	20.12.15
20.11.14	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）の公表について	20.12.15
20.11.14	平成20年金融商品取引法等の一部改正のうち、ファイアーウォール規制の見直し及び利益相反管理体制の構築等に係る政令案・内閣府令案等の公表について	20.12.15
20.11.13	銀行等の自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(案)の公表について	20.11.21
20.10.23	「事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係)（案）」の公表について	20.11.21
20.9.19	金融商品取引業等に関する内閣府令第四百二十二条第一項に規定する金融商品取引業協会の規則等を指定する件の一部改正（案）の公表について	20.10.20
20.9.19	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）の公表について	20.10.20
20.9.19	平成20年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等の公表について	20.10.20
20.9.12	バーゼルⅡ第1の柱に関する告示の一部改正（案）等の公表について	20.10.14
20.8.28	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について	20.9.26
20.8.27	「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	20.9.26
20.8.6	前払式証券の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）の公表について	20.9.5
20.7.31	電子記録債権法の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（案）等の公表について	20.8.31
20.7.31	「電子記録債権法施行規則（案）」の公表について	20.8.31
20.7.3	「金融庁における政策評価に関する基本計画」及び「平成20年度金融庁政策評価実施計画」の公表について	20.12.1
20.7.2	「金融検査マニュアル」及び「保険検査マニュアル」の一部改定（案）の公表について	20.8.4

## 「金融サービス利用者相談室」運営方針について

### 1. 基本的役割

- 金融サービス利用者の利便性向上の観点から、金融行政に関する利用者からの、電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた金融庁への質問・相談・意見等に一元的に対応する。
- 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督において活用する。
- 「相談室」は金融機関と利用者との個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、担当の業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。

### 2. 各業界団体等との連携の取り方について

- 各業界団体等と効果的な連携を図りつつ「相談室」を運営するために、各協会等の相談実務担当者と当庁「相談室」担当者との意見交換を行う。
- 「相談室」から利用者へ各団体を紹介するに当たっては、各協会等の連絡先だけでなく、その機能や相談に際しての留意点等もあわせて、伝達する。
- 金融サービス利用者相談室長を金融トラブル連絡調整協議会メンバーとし、相談室の活動状況について適宜報告を行う他、メンバーである業界団体・自主規制機関、消費者行政機関等と意見・情報交換を積極的に行う。

### 3. 「相談室」の広報について

- 「相談室」に寄せられた相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイト上で四半期毎に公表する。
- 「相談室」及び各種窓口の案内を、当庁ウェブサイト上で、同一コーナーにまとめて掲載するとともに、それぞれの設置趣旨を分かりやすく明記する。

以上

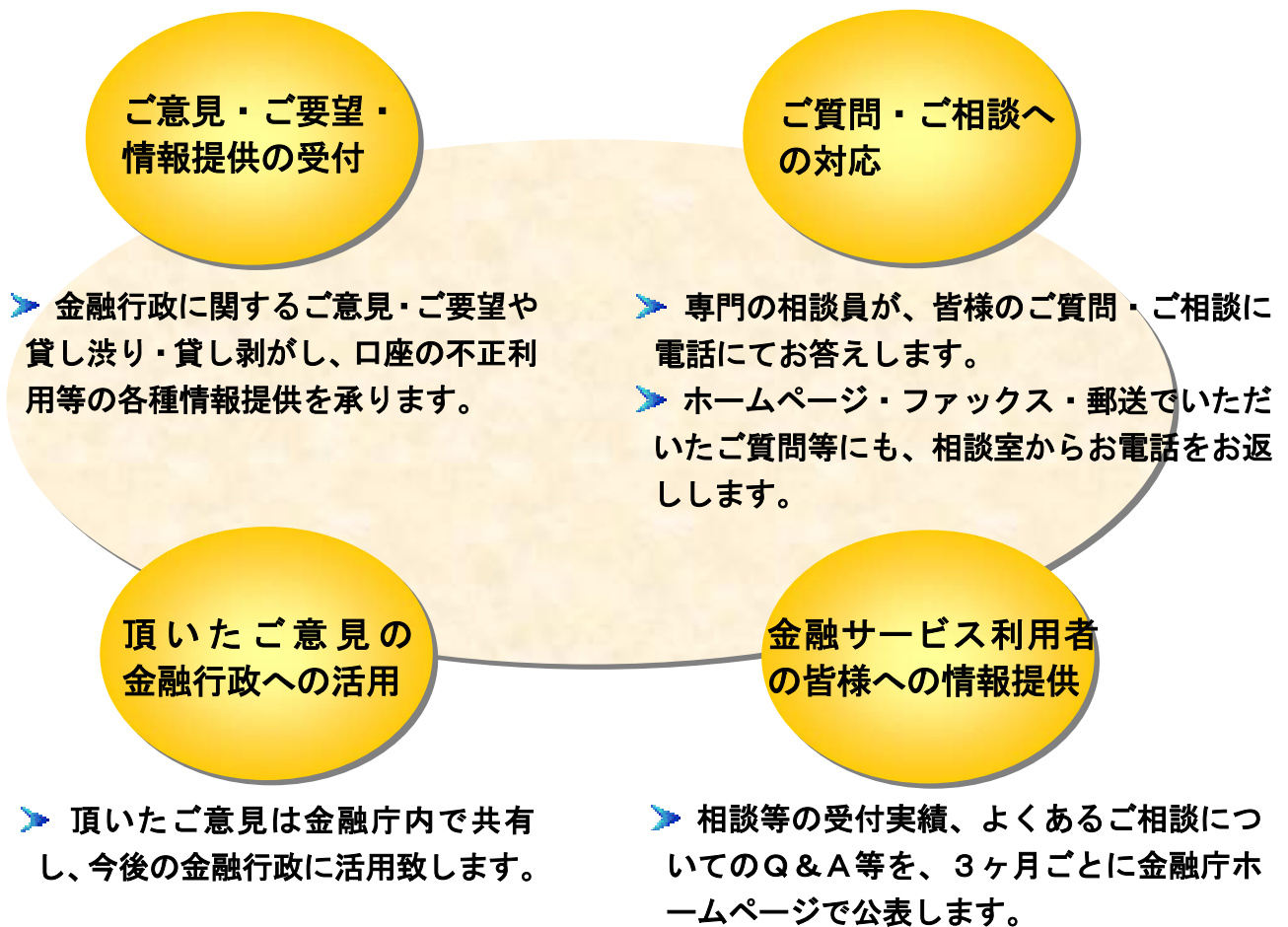


# 金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください！

金融庁では、利用者の皆様からの声にワン・ストップで対応する「金融サービス利用者相談室」を設置しています。

## ◆ 相談室が提供する 4 つのサービス



### - ご留意事項 -

- 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承ください。

裏面もご覧下さい

## ◆ 相談室へのアクセス方法

### お電話での受付

- 受付時間：平日 10:00～16:00
- 電話番号：0570-016811 (ナビダイヤル) IP 電話・PHS からは 03-5251-6811
- 受付の流れ：

▶ 上記番号にダイヤル（内容に応じて、番号をプッシュして下さい。）

- ① 預金・融資等に関するご相談
- ② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談
- ③ 保険商品・保険制度等に関するご相談
- ④ 貸金等に関するご相談
- ⑤ 金融行政一般・その他に関するご相談

▶ 相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

### ホームページでの受付

- 金融庁ホームページのトップページから相談室 WEB 受付窓口へ  
(<http://www.fsa.go.jp>)
- ご意見・相談・情報提供等を 24 時間受け付けます。
- ご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日 10:00～16:00 の間に、お電話をお返し致します。  
(注1) ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。  
(注2) 「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。  
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。

### ファックスでの受付

- ファックス番号：03-3506-6699
- ご意見・相談・情報提供等を 24 時間受け付けます。
- ご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日 10:00～16:00 の間に、お電話をお返し致します。
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受け付けております。  
〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館  
金融庁 金融サービス利用者相談室 宛  
(注1) ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。  
(注2) 「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。  
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。



金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表  
(平成20年4月1日～21年3月31日)

【「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等】

20年4月1日～6月30日・・・20年7月31日公表(第12回)

20年7月1日～9月30日・・・20年10月31日公表(第13回)

20年10月1日～12月31日・・・21年1月30日公表(第14回)

21年1月1日～3月31日・・・21年4月30日公表(第15回)

1. 類型別受付件数

(単位：件)

区 分	20/4～6	20/7～9	20/10～12	21/1～3	20年度合計
質 問 ・ 相 談	9,188	9,614	11,923	10,269	40,994
意 見 ・ 要 望	1,489	2,104	2,345	1,521	7,459
情 報 提 供	705	847	734	584	2,870
そ の 他	59	96	91	71	317
合 計	11,441	12,661	15,093	12,445	51,640

2. 受付方法別件数

(単位：件)

区 分	20/4～6	20/7～9	20/10～12	21/1～3	20年度合計
電 話	9,713	10,473	13,084	10,803	44,073
ウ ェ ブ サ イ ト	786	1,048	1,105	845	3,784
フ ァ ッ ク ス	209	303	236	192	940
手 紙	442	505	396	360	1,703
そ の 他	291	332	272	245	1,140
合 計	11,441	12,661	15,093	12,445	51,640

3. 分野別受付件数

(単位：件)

区 分	20/4～6	20/7～9	20/10～12	21/1～3	20年度合計
預 金 ・ 融 資 等	2,970	3,398	4,612	4,310	15,290
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	3,124	3,698	3,077	2,847	12,746
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	3,518	3,848	5,219	3,581	16,166
貸 金 等	1,595	1,419	1,909	1,472	6,395
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	234	298	276	235	1,043
合 計	11,441	12,661	15,093	12,445	51,640

#### 4. 分野別・業務(業態)別受付件数

##### ○預金・融資等

(単位:件、%)

区 分	預 金		融 資		そ の 他		合 計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
4 月 ~ 6 月	795	26.8	935	31.5	1,240	41.8	2,970	100.0
7 月 ~ 9 月	983	28.9	1,159	34.1	1,256	37.0	3,398	100.0
10 月 ~ 12 月	1,365	29.6	1,934	41.9	1,313	28.5	4,612	100.0
1 月 ~ 3 月	1,108	25.7	2,143	49.7	1,059	24.6	4,310	100.0
20 年 度 合 計	4,251	27.8	6,171	40.4	4,868	31.8	15,290	100.0

##### ○保険商品等

(単位:件、%)

区 分	生 命 保 険		損 害 保 険		そ の 他		合 計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
4 月 ~ 6 月	861	27.6	1,537	49.2	726	23.2	3,124	100.0
7 月 ~ 9 月	1,290	34.9	1,730	46.8	678	18.3	3,698	100.0
10 月 ~ 12 月	1,006	32.7	1,506	48.9	565	18.4	3,077	100.0
1 月 ~ 3 月	844	29.6	1,370	48.1	633	22.2	2,847	100.0
20 年 度 合 計	4,001	31.4	6,143	48.2	2,602	20.4	12,746	100.0

##### ○投資商品等

(単位:件、%)

区 分	証 券 会 社 (第一種業)		そ の 他		合 計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
4 月 ~ 6 月	651	18.5	2,867	81.5	3,518	100.0
7 月 ~ 9 月	677	17.6	3,171	82.4	3,848	100.0
10 月 ~ 12 月	1,205	23.1	4,014	76.9	5,219	100.0
1 月 ~ 3 月	752	21.0	2,829	79.0	3,581	100.0
20 年 度 合 計	3,285	20.3	12,881	79.7	16,166	100.0

##### ○貸金等

(単位:件)

区 分	件 数
4 月 ~ 6 月	1,595
7 月 ~ 9 月	1,419
10 月 ~ 12 月	1,909
1 月 ~ 3 月	1,472
20 年 度 合 計	6,395

##### ○金融行政一般・その他

(単位:件)

区 分	件 数
4 月 ~ 6 月	234
7 月 ~ 9 月	298
10 月 ~ 12 月	276
1 月 ~ 3 月	235
20 年 度 合 計	1,043



## 金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入</li> <li>「政策評価に関する標準的ガイドライン」策定（13年1月政策評価各府省連絡会議了承）</li> </ul>	
3月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「金融庁における政策評価の実施要領」策定（13年3月28日）</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定（13年法律第86号）</li> </ul>	
10月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「平成13事務年度の政策評価の運営方針」策定（13年10月31日）</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「政策評価に関する基本方針」（13年12月閣議決定）</li> </ul>	
14年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行（13年法律第86号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定（14年4月1日）</li> <li>「事後評価の実施計画」（計画期間14年4月～6月末）策定（14年4月1日）</li> </ul>
14年7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「事後評価の実施計画」（計画期間14年7月～15年6月末）策定（14年8月6日）</li> </ul>
12月		<ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価（平成13年度実績評価）の実施、評価結果の公表（14年12月26日）</li> </ul>
15年4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「平成13年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（15年4月17日）</li> </ul>
15年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「政策評価結果の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（15年6月国会報告）</li> </ul>	

	政府全体の動き	金融庁の動き
15年7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（15年7月1日）</li> <li>・「平成15年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間15年7月～16年6月末）策定（15年7月1日）</li> </ul>
8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価（平成14年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（15年8月29日）</li> </ul>
16年4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成14年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（16年4月23日）</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（16年6月国会報告）</li> </ul>	
16年7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成16年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間16年7月～17年6月末）策定（16年7月7日）</li> </ul>
8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価（平成15年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（16年8月31日）</li> </ul>
17年4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成15年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（17年4月27日）</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（17年6月国会報告）</li> </ul>	
17年7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成17年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間17年7月～18年6月末）策定（17年7月26日）</li> </ul>
17年8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価（平成16年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（17年8月31日）</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政策評価に関する基本方針の改定について」（17年12月閣議決定）</li> <li>・「政策評価の実施に関するガイドライン」（17年12月政策評価各府省連絡会議了承）</li> </ul>	

	政府全体の動き	金融庁の動き
18年4月		・「平成16年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（18年4月28日）
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（18年6月国会報告）	
18年7月		・「平成18年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間18年7月～19年6月末）策定（18年7月10日）
8月		・政策評価（平成17年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（18年8月31日）
19年3月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13年政令第323号）の一部改正（規制の事前評価の義務付け） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（19年3月閣議決定）	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（19年6月国会報告）	・「平成17年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（19年6月14日）
19年7月		・「平成19年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間19年7月～20年6月末）策定（19年7月3日）
8月	・「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」策定（19年8月政策評価各府省連絡会議了承）	・政策評価（平成18年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（19年8月30日）
20年6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（20年6月国会報告）	・「平成18年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（20年6月10日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
20年7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間20年7月～24年3月末）策定（20年7月3日）</li> <li>・ 「平成20年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間20年7月～21年6月末）策定（20年7月3日）</li> </ul>
8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策評価（平成19年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（20年8月29日）</li> </ul>
21年3月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成21年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間21年4月～22年3月末）策定（21年3月31日）</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（21年5月国会報告）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成19年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（21年5月22日）</li> </ul>